

第2回古平町議会定例会 第1号

令和7年6月17日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 町政報告並びに教育行政報告
- 5 承認第 1 号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて
（古平町税条例の一部を改正する条例）
- 6 承認第 2 号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて
（古平町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 7 承認第 3 号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて
（令和6年度古平町一般会計補正予算（第8号））
- 8 議案第18号 古平町専門職養成奨学資金貸付条例案
- 9 議案第19号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第20号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第21号 古平町学校給食費の管理に関する条例案
- 12 議案第22号 令和7年度古平町一般会計補正予算（第1号）
- 13 議案第23号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第24号 古平町課設置条例の一部を改正する条例案
- 15 議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 16 議案第26号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 17 議案第27号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 18 議案第28号 古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 19 議案第29号 古平町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 20 議案第30号 財産の取得について
- 21 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について
- 22 同意第 1 号 副町長の選任について
- 23 意見案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 24 令和5年 「女性差別撤廃条約議定書の速やかな批准を求める意見書」（案）採択

- 陳情第1号 を求める陳情書
(総務文教常任委員長報告)
- 25 陳情第1号 「高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書」(案)
採択を求める陳情書
(総務文教常任委員長報告)
- 26 陳情第4号 「戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場
を表明する談話を発することを求める意見書」(案)採択を求める陳情
書
- 27 一般質問

○追加議事日程

- 1 議案第31号 工事請負契約の締結について
- 2 議案第32号 財産の取得について
- 3 議案第33号 財産の取得について
- 4 発議第1号 古平町議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 5 意見案第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書
- 6 意見案第5号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書
- 7 意見案第6号 戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を
表明する談話を発することを求める意見書

○議事日程

- 28 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(総務文教常任委員会)
- 29 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(産業建設常任委員会)
- 30 委員会の閉会中の継続調査申出書
(広報編集常任委員会)
- 31 委員会の閉会中の継続調査申出書
(議会運営委員会)
- 32 委員会の閉会中の継続審査申出書
(古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会)
- 33 議員の派遣について

○出席議員(10名)

- | | | |
|--------------|-----|--------------|
| 議長10番 堀 | 清 君 | 1番 工 藤 澄 男 君 |
| 2番 寶 福 勝 哉 君 | | 3番 中 村 光 広 君 |

4番 高野俊和君
6番 梅野史朗君
8番 山口明生君

5番 真貝政昭君
7番 堀澤理恵君
9番 佐藤未知時君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君
副町	長	奥	山		均	君
教	育	三	浦	史	洋	君
総務課	長	細	川	正	善	君
企画課	長	人	見	完	至	君
町民課	長	五十嵐	満	美	子	君
保健福祉課	長	和	泉	康	昭	君
産業課	長	本	間	克	二	君
産業課観光室	長	岩	戸	真	治	君
建設水道課	長	高	野	龍	昌	君
会計管理者		関	口	央	之	君
教育次長		小	原	和	彦	君
町立診療所事務長		細	川	武	也	君
幼児センター所長		三	浦	卓	介	君
総務係長		松	浦	亮	学	君
財政係長		湯	浅			

○出席事務局職員

事務局 長	白 岩	豊 君
議事係長兼総務係長	瀬野尾 裕	人 君

開会 午前 9時59分

○議会事務局長（白岩 豊君） 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下16名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから、令和7年第2回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番、山口議員、9番、佐藤議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（堀 清君） ここで、去る6月12日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告していただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○議会運営委員長（工藤澄男君） それでは、私の方から、去る6月13日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日6月17日から6月18日までの2日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

次に、議員提出議案の取り扱いについてご説明いたします。

はじめに、系統である北海道町村議会議長会から、意見書の提出・議決要請がございましたゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書につきましては、本会議で即決する運びといたします。

また、発議第1号につきましては、今定例会に提案されております議案第24号の一部改正に伴う古平町議会委員会条例の一部改正でございますので、同議案の議決後、会期中に即決する運びといたします。

次に、総務文教常任委員会から同委員会に付託審査されておりました令和5年陳情第1号及び陳情第1号につきましては、採択すべきとの報告がありました。本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

次に、今定例会に1件挙がっております陳情の取り扱いについてでございますが、陳情第4号につきましては、委員会付託を省略し即決で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

最後に一般質問についてご説明いたします。一般質問は一問一答方式で、質問回数は1件につき3回でとし、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返して行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月17日から6月18日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月17日から6月18日までの2日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和6年度令和7年2月分・3月分・4月分・5月分、令和7年度4月分・5月分例月現金出納検査結果、令和7年北後志消防組合議会第1回臨時会議決結果、令和7年北後志衛生施設組合議会第1回臨時会議決結果の3件でございます。

内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告並びに教育行政報告

○議長（堀 清君） 日程第4、行政報告並びに教育行政報告を行います。

最初に、行政報告について、町長、どうぞ。

○町長（成田昭彦君） 令和7年古平町議会第2回定例会が開会されるにあたり、町長再選後の初めての定例会でありますので、行政報告に併せて町政に対する私の所信を申し上げ、議会議員及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は先の町長選挙におきまして、町民の皆様のご信任を賜り、引き続き町政を担わせていただくこ

となりました。議会議員及び町民の皆様には深く感謝申し上げますとともに、あらためて町政を担う責任の大きさを痛感しているところであります。その一方で、生まれ育った大好きな古平町のまちづくりに大きく関われることで気持ちが高まっております。１期目は「対話と融和と連携による町民参加のまちづくり」をスローガンとし、それまでの課題を着実に解決するために全力を尽くしてまいりました。しかし、就任当初のコロナ禍や最近の物価高により、まだまだ道半ばの状況であります。２期目は「町民主体の持続可能な活力あるまちづくり」をスローガンと定め、そこから、①町民が安心して暮らせる町づくり。②活力ある地場産業の育成を通じた町づくり。③子育て環境と医療・福祉の充実した町づくり。④持続可能な町づくりの４つを基本方針として、それぞれに具体的な施策を掲げたところであります。施策実現のためには、これまで以上に町民ファーストで常に対話をし、町民の生の声を町政に反映したいと考えております。私は、「見える行政」「伝わる行政」を進め、多くの課題に真摯に取り組むことが、町民の皆様が古平町に住んでいて心から幸せだと感じてもらえることに繋がると信じております。

それでは、令和７年第１回定例会以降の主だった事務事業等の執行状況を行政報告するとともに、４つの基本方針ごとに具体的な施策方針を述べさせていただきます。

基本方針の１点目であり、町民が安心して暮らせる町づくり。

まず、地域医療の推進及び介護医療院についてでございます。３月の第１回定例会において、現状は看護人材の確保が厳しい状況にあると報告いたしました。先程新人紹介でご紹介したとおり、４月２１日付けで正職員１名を採用したところであります。この職員は現在、診療所の外来業務を中心としておりますが、介護医療院の業務も徐々に増やす予定であります。また、本町における看護師の夜間看護等手当の額が近隣の介護保険施設よりも低額であることから、人材確保等の観点で、７,３００円を９,０００円に引き上げることといたしました。後程、関連する改正条例案をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくお願い申し上げます。また、介護医療院は現在１８名が入所し、満床となっております。入所者の多くはターミナルケアを必要としており、同院での看取りも希望しております。その方々が自分らしい生活を送るために必要な医療処置を適切なタイミングで受けられるよう、体制確保に努めてまいります。これからも診療所と介護医療院が利用者から信頼される施設であるよう、限られた人材で効率的に運営いたします。

地域公共交通についてでございます。乗合タクシーは、今年度から当日予約制を導入したところであります。受託業者からは、当日の天候により申込数に大きな変動はあるものの、利用者には予約方法などが順調に浸透しているとの報告を受けております。一方、中央バス積丹線は乗務員不足で今春から減便となりましたが、同社からは乗務員不足の解消は今後も困難なため、更なる減便を検討すると説明を受けております。積丹線は町外への唯一の公共交通手段であることから町民への影響も大きく、強い懸念を抱いております。町としては、引き続き沿線自治体と連携して必要な対策を進めてまいります。なお、同線の収支不足に対する本町分の負担金については、後程、補正予算案をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくお願い申し上げます。

防災対策についてでございます。全国で多発する災害については、平時からの備えが重要であると認識しております。今年度の一般防災対策については、避難所の生活環境の改善を図るため、国

が昨年度創設した新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用し、簡易ベット468台、ラップ式簡易トイレ11基などの整備を進めてまいります。また、原子力災害対策では、孤立する恐れがある地域の指定避難所に、屋内退避の際に必要なアルファ米7,860個などを追加備蓄し、防災力の強化を図ってまいります。

ゼロカーボンの推進についてでございます。ゼロカーボンシティ宣言をしている本町は、今年度3月に策定したゼロカーボンシティふるびら推進戦略に沿った事業を展開する予定であります。その主な内容は、町内から排出されるプラスチックごみが燃料として再資源化できるかどうかの事業可能性調査や、エネルギー消費量が多い公共施設での太陽光発電導入についての設備規模等調査であります。これらの財源については、全額、経済産業省のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金を予定しており、後程、補正予算案をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくお願ひ申し上げます。

基本方針の2点目でございます、活力ある地場産業の育成を通じた町づくり。

漁獲量の安定に向けた種苗・稚魚放流等についてでございます。本町の漁業を取り巻く環境は、磯焼けや海水温の上昇により漁獲量が減少傾向にあるなど、依然として厳しい状況が続いております。基幹産業である漁業が今後も持続可能となるよう、令和7年度も引き続き、漁業者が行うウニ種苗・ヒラメ稚魚・ナマコ種苗放流事業に支援を行います。また、海藻の成熟に必要な鉄分等の施肥材を海岸に埋設する藻場再生試験事業は、令和6年度までの3年間で試験期間でありましたが、より多くのデータを集めて検証するために令和7年度以降も試験期間といたしました。関係機関と連携してモニタリング調査等を実施してまいります。

海業の推進についてでございます。本町は昨年度、水産庁から実証的に海業の計画策定に取り組む地区として、全国10市町のうちの一つに選定されました。これに伴い東しゃこたん漁協、商工会及び観光協会等を構成員とする古平町海業推進協議会を設立し、漁港を核として地域の賑わいを創出するための海業計画書を策定したところであります。今後は、漁協などの関係者と、この計画書の取組目標である遊・食・泊を具現化する競り見学ツアーや獲れたての魚介類をその場で味わう味覚ツアーなどの実施の有無を検討してまいります。

ふるさと納税の状況についてでございます。令和6年度のふるさと納税は、寄附件数が3万2,541件、寄附額が3億8,360万円と、令和5年度と比べて一割程度の減となりました。寄附が集中する12月は、過去4年間で最も多い1億2,472万円でありましたが、それ以外は平年ベースを下回る月が多かったことから、昨今の物価高騰の影響で米などの生活必需品に寄附が集中したのではないかと分析しております。令和7年度は、新たなポータルサイトとしてアマゾンを加え、計6サイトで寄附を募ります。特産品を含めた本町のセールスポイントを余すことなく伝えるために、魅力発信を任務とする地域おこし協力隊と連携し、SNSを用いた情報発信にも傾注してまいります。

基本方針の3点目でございます、子育て環境と医療・福祉の充実した町づくり。

母子保健対策についてでございます。母子保健法では、市町村に対して1歳6か月児と3歳児に健診を義務付けております。本町は、乳児前期、後期に加え、子ども家庭庁が推奨する1か月児と5歳児にも任意で健診を実施しております。これにより子どもの発達段階や特徴を早期に把握する

ことができ、子育てや就学時に必要な支援が療育機関などと円滑に行えております。また、令和7年度からは、新たに弱視の子どもの早期発見・早期治療のために、町単独で屈折検査機器を購入し、3歳児と5歳児の健診に屈折異常検査を実施しております。更に出産後の母親が受ける産後ケア事業も利用助成額を5,000円から1万円に見直し、安心して子育てができる環境も整えております。引き続き、令和6年1月に開設した古平子育て世代包括支援センターで、出生後から就学前までの切れ目のない支援を実施してまいります。

こどもホームについてでございます。こどもホームの4月1日現在の登録者数は、昨年と同時期と同じ29名であります。利用者数が1日20名を超える日も多くあり、保護者のこどもホームに対する需要が益々高まっていると感じております。同ホームでは、児童が集団生活の基本的なルールを覚えることや家庭学習に取り組む習慣を身に付けることなど、子どもたちが健やかに成長するように取り組んでおります。今後もスタッフが一丸となり創意工夫を凝らしながら子どもたちの活動を支援したいと考えております。

小中学校給食費の無償化についてでございます。小中学校の給食費につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、現状では令和7年1月分から6月分までを無償化しております。これは、国の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用して行っているものですが、7月分からは町の単独施策として無償化を継続いたします。近隣の積丹町、仁木町、余市町及び赤井川村が既に実施していること、全道の約4割の町村が無償化に踏み切っている状況から、子育て環境の充実した町づくりの施策の1つとして実施いたします。後程、無償化についての条例案と補正予算案をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくお願い申し上げます。

幼児センターの給食費及び保育料の無償化についてでございます。7月1日から小中学校の給食費と同様に幼児センターの給食費と保育料も無償化いたします。子育て支援策の一環で、保護者の経済的負担を軽減し、仕事と育児を両立する子育て世帯の応援が目的であります。給食費については、既に1月から小中学校と同じく重点支援地方交付金を活用して無償化をしておりますが、今後は町の単独施策として保育料と併せて、先程も述べた私の公約の一つである子育て環境の充実した町づくりの施策として実施してまいります。なお、後程、無償化についての改正条例案と補正予算案をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくお願い申し上げます。

高齢者に対する予防接種事業についてでございます。国は、令和7年度から带状疱疹ワクチンの定期接種の対象年齢を65歳以上の5歳刻みと定めたところであります。これを受けて古平町は、自己負担額を接種費用の3割程度という考え方で2,400円から6,600円と設定いたしました。一方、本町は昨年度から同ワクチンの接種費用に対して半額助成を行っていることから、同じ65歳以上であっても対象者から外れた方は従来の半額助成となってしまいます。高齢者間で格差が生じないように今年度に限り、全ての65歳以上の方が定期接種の自己負担額と同額で受けられるよう進めております。なお、満50歳以上64歳以下の方は、これまでどおりの半額助成で実施しております。5月末現在では、令和6年度からの延べ人数で81名が接種し、接種率は4.8%であります。新型コロナウイルスワクチンは、令和6年度から主に65歳以上の方などが定期予防接種の対象者となりましたが、3月末現在では377名が接種し、接種率は31.3%となっております。各種予防接種事業につきまして

は、今後も近隣町村の動向を把握しつつ、余市医師会と調整を図りながら適切に進めてまいります。

障がい者福祉についてでございます。本町における4月1日現在の障害者手帳の保持状況は、身体障害者手帳が184名、療育手帳が143名、精神保健福祉手帳が13名となっております。町は障がいがあっても古平町で自分らしく安心して自立した生活が送れるよう、一人一人に寄り添いながら必要な支援や各種の障害福祉サービスを提供してまいりたいと考えております。町内の障がい者の多くは古平福祉会の利用者であることから、同会とは連携を密にして進めてまいりたいとも考えております。令和6年度からの余市養護学校へ通学する際の移動支援事業は、当初、対象者が3名で、つばめタクシーへの委託で始めたところですが、卒業により現在は2名の利用となっております。これまで混乱が生じることなく円滑に事業運営がなされておりますので、対象者が卒業するまでは、引き続き、現状の制度で進めたいと考えております。

中島公園改修事業についてでございます。中島公園は、昭和52年の供用開始から子どもたちが集える遊び場や親子の憩いの場として、多くの町民に慣れ親しまれております。特に園内のたこ遊具は、幼児から小学生に一番人気となっております。しかし、その一方で公園全体が老朽化しており、たこ遊具の損傷も著しく、修繕を希望する意見が多く寄せられてもおります。町としては、慎重に協議を重ね中島公園の果たす役割から改修を決定いたしました。内容としては、たこ遊具は表面剥離を施した上でモルタル塗装仕上げの実施。それ以外には、ブランコ1基の更新や老朽化した木製遊具の撤去、遊具回りのダスト舗装を行います。後程、関連する経費についての補正予算案をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくお願い申し上げます。

基本方針の4点目であり、持続可能な町づくりについてでございます。

財政運営についてでございます。各種の施策を実施する上で、財政の健全性確保は必要不可欠であります。歳出での行政改革はこれまでと同様に進めつつ、歳入では国や道補助金等の積極的な獲得、有利な起債の借入及びふるさと寄附金等での財源確保に努めてまいります。令和6年度の一般会計の決算見込は、歳入歳出差引額は7,685万円で名目上は黒字であります。単年度収支は4,360万円の赤字であります。使途が自由な財政調整基金の6年度末の残高見込は10億6,892万円、公債費の償還に充てる減債基金は7億2,912万円であり、ふるさと応援基金は11億1,029万円となっております。決算見込では名目上は黒字であります。今後は老朽化してきている公共施設に多額の改修費を要することや物価高等により歳出額が増加傾向にありますので、常に危機感を持ち財政運営を行わなければならないと考えております。なお、令和7年度予算につきましては、3月の第1回定例会におきまして骨格予算として議決をいただいておりますが、後程、政策的経費につきましては補正予算案をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくお願い申し上げます。

道の駅ふるびらたらこミュージアムの運営についてでございます。4月15日に開業した道の駅ふるびらたらこミュージアムは、お陰様で土日・祝日を中心に盛況が続いております。5月末時点での入込客数はおよそ8万7,400人であり、このお客様の一部が町内の飲食店や各商店に流れていると聞いております。温泉しおかぜもその一つであり、4・5月の利用者数は昨年同期よりも約3割増しとなったところであります。現時点では、道の駅の開業が地元経済に大きな波及効果を生んで

いると推測しております。また、道の駅の看板商品である「たらこ食べ比べセット」は、製造の関係から一日100個限定での販売時期もありましたが、これまでに2,000個以上を売り上げ、古平町のたらこをふるさと納税とは別の方法でPRできていると考えております。今後は、この道の駅への観光客が再び古平町へ訪れるよう、指定管理者と創意工夫を図りながら、施設自体の利便性の向上や地域資源を活用した魅力ある新商品の開発に努めてまいります。更には、道の駅を古平町の情報発信拠点と位置づけ、観光客の町内での周遊性を高めるための新たな方策も探ってまいりたいと考えております。

専門職養成奨学資金の貸付等についてでございます。少子高齢化などの社会構造の変化により、全国的に人材不足が深刻な問題となっております。本町においても保健師、看護師、保育士及び土木技師などの専門職の確保が非常に困難となっております。そこで、古平町専門職養成奨学資金貸付金条例を制定し、人材確保を図るよう考えております。その内容は、専門職を養成する学校等に在学又は入学しようとする学生に対して、修学に必要な資金を貸し付け、将来的に一定期間古平町内で専門職として勤務した場合、奨学資金の償還を免除するものです。貸付額は専門職により、月額8万5,000円～12万円で、財源はふるさと応援基金を予定しております。また、古平町奨学資金返還支援事業補助金も制度設計しております。この事業は、既に日本学生支援機構や他の地方公共団体から奨学金の貸与を受けている35歳以下の方を対象に、今後5年以上古平町に居住することを条件に奨学金の返済額に対して補助するものです。町内に若者が定住することや人材確保が目的であり、補助する額は対象者の年額の償還額とし、36万円を上限とします。どちらも7月1日からの事業開始を予定しております。

地域おこし協力隊についてでございます。3月の第1回定例会において報告いたしました地域おこし協力隊（民間企業等受入型）については、2社を採用したところでありますが、現状での活動は、その内の1社である古平町まちづくり㈱フルチッタが隊員を1名採用しただけとなっております。それぞれが人材確保に苦慮している状況であり、今後は札幌市内において人材獲得に向けたイベントを開催するよう準備していると聞いております。一方、従前からの3名の隊員は、隊員期間終了後の本町への定住等を視野に入れ、民泊経営や地場木材の活用に向けた工場の整備などに積極的に取り組んでおります。町としては、今後も自立自走できるようサポートを継続してまいります。

会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事・委託業務・その他の発注状況については資料2にそれぞれ取りまとめいたしましたので、後程ご高覧ください。

最後に、本定例会に付議します案件は、専決処分の承認3件、補正予算案2件、条例制定案2件、条例改正案7件、過疎計画の変更1件、財産の取得1件、報告1件、人事案件1件及び、後程、追加議案として3件提案いたしますので合計21件であります。これらの案件につきましては、ご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上申し上げ、町政に対する私の所信と行政報告といたします。ありがとうございました。

○議長（堀 清君） 以上で行政報告を終わります。

次に、教育行政報告について、教育長、どうぞ。

○教育長（三浦史洋君） 令和7年第2回定例会の開会にあたり、前回定例会以降の諸般につつま

して教育行政報告を申し上げます。その前に、本年度教育行政執行方針の根幹につきましては、行政継続の観点から前年度に引き続き、次のとおり掲げさせていただきます。次代の担い手である古平の子どもたちが真にたくましく生きていけるよう、学校、家庭、地域、行政が連携し、適切な教育施策に取り組んでまいります。古平町が目指す子どもの姿を「新しい事、困難な事に自ら挑戦し、努力を続ける子ども」と掲げ、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体のバランスが取れた「生きる力」を育んでまいりたいと考えます。子どもたちにとっては、良さを認められ、居心地がよく安心して自信を持って活動できる学校であること。保護者にとっては、愛情を持ち親身になって子どもに接してくれ、子どもの良さを引き出し伸ばしてくれる学校であることを追求していきます。更には、子どもから高齢者まで誰もが生涯を通じて学び、その成果を活かす学びと活動を循環させる体制の整備に努めてまいります。第5次古平町社会教育中期計画に基づき各種事業や活動を積極的に推進します。

それでは、諸般について報告いたします。

学校教育活動等についてです。4月3日に転入教職員8人の辞令交付式を複合施設大ホールで行っております。管理職は中学校校長の異動がありました。ご活躍されることを切に願います。令和7年度入学式は、4月7日午前小学校で、午後中学校で挙行されました。新入生は小学校9人、中学校13人です。古平小学校全児童81人、教職員18人、古平中学校全生徒40人、教職員14人で新年度をスタートいたしました。

全国学力・学習状況調査は、4月17日全国一斉に小学校第6学年及び中学校第3学年を対象として、国語、算数・数学及び理科の調査が行われました。当町では小6は13人、中3は14人が参加しております。調査結果については、7月末に文部科学省から全国データに基づく分析結果が公表され、8月以降に都道府県別データに基づく分析結果が公表される予定です。

中学校の修学旅行は、3年生14人が参加して5月14日から16日まで3日間の行程で青森県青森市・弘前市、岩手県盛岡市・一関市・平泉町を訪問しております。ねぶたの家ワ・ラッセ、三内丸山遺跡、猊鼻溪舟下り、中尊寺見学など、生徒にとってこの思い出は一瞬にして永遠の3日間となるのでしょうか。

小学校の修学旅行は、6年生14人が今週17、18日の2日間、函館市を訪問します。歴史や文化に触れる豊かな体験を味わっていただきたいと思います。

5月24日には小学校150周年記念大運動会が開かれました。全校児童81人全員が出場し、スローガン「あきらめないで最後まで戦おう！！」のもと、徒競走や紅白玉入れ、南中ソーラン、紅白対抗リレー等々、子どもたち一人一人が力一杯走ったり踊ったりする姿がとても輝いていました。その後、記念の人文字「150」をつくり、撮影しております。なお、11月15日に古平小学校開校150周年記念式典を同校で挙行することを決定しました。

小学校及び中学校で現在使用中の一人一台端末は、令和2年度に購入し、令和3年4月から供用しているものです。今般、端末の耐用年数5年を迎えることから、今年度中に更新を実施するものです。令和8年4月から供用する予定です。北海道において実施した共同調達としての入札の落札業者と随意契約いたしたく、今定例会で財産の取得議案を提案しましたので、議決の程よろしくお

願いたします。中学校の体育館照明について、全16か所32個のうち6か所8個が点灯しない等の不具合が発生しています。授業や部活動への影響を考慮し修繕を行います。省エネを推進することからLED灯に更新します。

学校給食についてです。食育の一環でもあります地場産食材の令和6年度使用実績は50品目となりました。7年度も引き続き農産物、畜産物、海産物について、一品でも多くの地場産を使用した給食提供に努めます。また、給食施設・設備の衛生管理に関しては、今年度の細菌検査業務委託及び各種設備点検を4月1日に契約、引き続き学校給食の安全安心を徹底いたします。

生涯学習・スポーツについてです。少年少女わんぱく王国は、7年度の第1回を5月31日に開催、10人が参加して開講式と紙芝居による水辺の安全教室を行いました。高齢者教室たけなわ学級は、第1回を5月23日に開催、21人が参加して複合施設大ホールで南北海道ヤクルト株式会社の絹未希さんを講師に、腸内細菌との共生と乳酸菌の働きについてのお話を聞き、誰でもできる簡単体操を実施しました。5月31日には2025B&Gクリーンフェスティバル行われました。心地よい晴天の下、163人に参加していただき、ごみ拾い総回収重量は91kgでした。子どもから「もっとゴミをひろって町をきれいにしたかったし、ペットボトルをひろいたかった。」「もっとゴミをひろいたかったけど、ゴミが少なかったのもよいと思いました。」との声がありました。

海洋センター外壁長寿命化工事に関しては、入札を6月11日に執行、その結果次のとおり仮契約を締結しました。令和7年度古平町B&G海洋センター外壁長寿命化工事、契約の相手方、株式会社福津組、請負代金額、1億670万円。追加提出いたします工事請負契約締結の議案につきまして、議決の程よろしく願いたします。

さて、当町の一大イベント「古平ロードレース大会」についてです。6月11日に第50回大会実行委員会の第1回会議を開催し、懸案事項である、①警備員の確保に目処がついたこと。②余市警察署と合意形成されたこと。③大会経費を今定例会で予算計上することを説明し了承を得たところです。大会開催日は10月13日です。コースとなる道道が短時間通行止めとなることや警備体制、周辺家庭への周知など、今後も丁寧に取り組んでまいります。

古平町図書館はオープン以来3年が経過しました。令和6年度実績は延べ貸出者数1,090人、貸出冊数3,828冊、来館者数1万4,537人、図書館利用カード作成者数322人、蔵書数は1万6,066冊となっております。たくさんのご利用、誠にありがとうございました。今年度も生涯学習の拠点機能と憩いの場機能を併せ持った施設づくりを工夫・改善を続けながら推進してまいります。

町民皆様の健康づくりの習慣と関心を高めることを目的とした健幸ポイント事業については、開始3年目の令和6年度は満点25ポイントを集めた方が35人も出ました。今年度は5月30日時点59人の方が登録し参加されております。今後もイベント等で事業周知を図りながら取り組んでまいります。

以上、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を今後ともお願い申し上げまして、教育行政報告といたします。なお、会議などの開催状況及び事業概要については資料1に取りまとめましたので、後程ご高覧ください。

○議長（堀 清君） 以上で教育行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時57分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 承認第1号

○議長（堀 清君） 日程第5、承認第1号 専決処分（第2号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました承認第1号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、古平町税条例の一部を改正する条例ですが、3月31日までに制定しなくてはならなかったもので、地方自治法第179条第1項の規定をもって専決処分をし、ここに承認を求めるものでございます。

改正内容については、横書きの説明資料になります。1ページをお開きください。

町税条例一部改正の概要を説明させていただきます。まず1番目、改正の要旨としまして、令和7年度税制改正を踏まえた地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に成立、3月31日に公布されたことに伴い、町税条例及び都市計画条例に所要の改正をするものでございます。

主な改正内容としては3点ございます。

まず1点目としまして、個人町民税です。19歳以上22歳以下の大学生年代の子等のうち、給与収入150万円相当までの者について、特定親族特別控除を創設し、収入がある場合においてもその所得要件を拡大することとしました。

2点目、軽自動車税となります。原動機付自転車のうち、125cc以下で最高出力を4.0キロワット以下に制御したバイクに係る税率を年額2,000円とするものでございます。こちらは排ガス規制がきっかけとなりまして、現在生産されている原付ではクリアできないため、令和7年11月以降に生産される新規原付バイクが対象となります。

3点目、町たばこ税です。加熱式たばこにおいて、紙巻たばこよりも税負担水準が低いと課税の公平性を欠いている状況にあることから、課税方式の見直しを行うものでございます。こちらは、国たばこ税に準じるものとなっております。

本改正条例の施行日は令和7年4月1日、その他、一部規定で令和8年1月1日以降としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから、承認第1号 専決処分（第2号）の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第2号

○議長（堀 清君） 日程第6、承認第2号 専決処分（第3号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました承認第2号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、古平町都市計画税条例の一部を改正する条例でございますが、固定資産税と連動する関係上、先程の税条例同様に3月31日までに制定しなければならなかったもので、専決処分をし、ここに承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、議案の8ページをお開きください。

改正点は3項あります。附則第4項、第5項、第13項で、法律改正による条項ずれの改正でございます。本改正条例の施行日は令和7年4月1日としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 説明では法律改正に伴う条項の変更だけということなのですが、具体的な内容としては変更というのはいらないのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 都市計画条例につきましては、横書きの説明資料11ページに新旧対照表載せてございますが、内容の変更というのは特別ございません。新旧対照表をご覧になっていただくと分かると思うのですが、項の番号が変わるのみとなっております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分（第3号）の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第7 承認第3号

○議長（堀 清君） 日程第7、承認第3号 専決処分（第4号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました承認第3号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

議案9ページをお開きください。本件は、令和6年度古平町一般会計補正予算（第8号）について緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分したもので、これを報告し、承認を求めるものでございます。専決処分した補正予算ですが、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,590万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,981万7,000円としたものでございます。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。なお、議案の10ページ、11ページが歳入、12ページ、13ページが歳出でございます。

それでは、専決した補正予算の内容を説明いたしますので、別冊の承認第3号説明資料、令和6年度古平町一般会計補正予算（第8号）説明書をご覧ください。

歳出から説明いたします。今回の補正の内容は、年度末に支出の執行状況、更にはその時点でのその後の執行見込を勘案し、大きな不用額を減額補正し、今後の財政運営のために減債基金などに積み足した補正でございます。

それでは、4ページ、5ページをお開きください。歳出科目の款項の項ごとに説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算から3,172万1,000円減額し、7億220万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、4目、7目、12目、それぞれ3月の第1回定例会の議案取りまとめ時には確定していなかった500万円以上の不用額を減額補正するものでございます。

続いて、11款公債費、1項公債費、既定の予算から746万2,000円減額し、4億718万6,000円とするものでございます。町債の年次利子746万2,000円減額です。理由といたしましては、同様の理由なのですが、借入する起債額と利率を多めに見込んだ結果、不用額が発生したというものでございます。

続いて、12款諸支出金、1項基金費、既定の予算に8,508万9,000円追加し、3億2,276万4,000円

とするものでございます。内容といたしましては、大きく減債基金積立金と中心拠点誘導複合施設整備基金積立金に5,000万円強積み立ててございます。残りにつきましては、今回それぞれの基金の利子が当初見込んでいた以上に利子が付きましたので、それに合わせて積み立てるものでございます。

では、2ページ、3ページに戻ってください。歳入です。

17款繰入金、1項基金繰入金、既定の予算に4,590万円追加し、1億7,792万7,000円とするものでございます。

続いて、19款諸収入、4項雑入、既定の予算に6,000円追加し、5,892万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、どちらも今回の補正に伴う財源調整でございます。特に、財政調整基金繰入金4,590万円につきましては繰入することとしておりますが、結果から申しますと、実際には繰入は行いません。予算ですので歳入歳出を合わせるため、見かけ上、繰入して合わせているだけですので、4,590万円は繰入しない予定でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 今の説明の最後の方で、歳入の基金からの繰入、実はこのようにならないような趣旨の説明がありましたけれども、理解できなかったので再度説明してください。

○総務課長（細川正善君） 真貝議員の質問にお答えいたします。

今回は予算ですので、予算作成する時には歳入と歳出を一致させないといけません。歳出の方を増やしておりますので歳入も増やさないといけません。とりあえず見かけ上、財政調整基金を繰入れて歳入歳出をイコールにしております。ですが決算の時には、これをイコールにしなくても決算見込が終わるというところでございます。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから、承認第3号 専決処分（第4号）の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第8 議案第18号

○議長（堀 清君） 日程第8、議案第18号 古平町専門職養成奨学資金貸付条例案を議題とし

ます。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第18号 古平町専門職養成奨学資金貸付条例案について、提案理由の説明をいたします。

議案は15ページから18ページ。説明資料は横の方の資料になりますが、13ページでございます。

主に説明資料を用いて説明させていただきます。本件は、町長の公約である持続可能なまちづくりの具体的な施策の一つとして、人材確保のために制定するものでございます。少子高齢化等の影響から昨今、本町において専門職の確保が困難な状況となっております。そこで、専門職を目指す学生に本町の職員等になることを条件に、奨学資金、つまり奨学金を貸し付け、就学の援助を行います。そして、養成施設、つまりは学校を卒業後、一定期間本町で専門職として業務に従事した場合、その奨学金の返済を免除することで人材確保に繋げることを目的に制定するものでございます。

それでは、条例の概要を説明いたしますので、説明資料の13ページをご覧ください。

まず、制定の要旨・制定の目的です。専門職を養成する学校等に在学し、又は入学しようとする者に対して、就学に必要な資金を貸し付け、優秀な専門職を養成し、古平町内における専門職の確保を図ることを目的とします。ここでいう専門職は、先程町長行政報告にもございましたが、保健師・看護師・社会福祉士・保育士・管理栄養士・土木技師、更には建築技師を想定してございます。

貸付の対象・貸付金額・貸付期間でございますが、まず貸付の対象です。将来、専門職として古平町の職員又は町内の施設等の職員として業務にしようとする者で、学校等に在学又は入学しようとする者に対して貸し付けいたします。貸付金額ですが、そこに記載しているとおり、保健師であれば月額12万円以内など建築技師まで記載のとおり金額でございます。この月額の金額につきましては、道内の各養成所・大学の授業料等を平均して、そこから算出したものでございます。貸付期間といたしましては、養成施設に入学した月から卒業の当月まで、既に在学している者については貸付決定された月から卒業の月までと考えてございます。この財源にはふるさと応援基金を活用する予定でございます。

償還と償還期間です。貸付ですので償還については、その下に後程説明する償還の免除に該当しない時、償還をしてもらうことになります。償還期間としては、奨学資金の受けた期間の3倍に相当する期間以内を償還期間とします。大学4年間満度に奨学金を受ければ、その3倍ですので12年間で返してもらうということになります。ただし、償還額が3万円を超える時は3万円を上限額として、今言った償還期間にはよらないということになります。

続いて、償還の免除です。奨学資金の貸付を受けた者が学校を卒業後、5年以内に町の職員等として業務に従事し、その従事した期間が貸付を受けた期間の2倍に達した時、償還を免除します。4年間借りたとしたら、8年間古平町で勤務すれば貸付を免除します。ただし、看護師につきましては、養成施設を卒業後3年以上5年以内の実務経験を必要といたします。看護師だけではうちの診療所・介護医療院で育成が難しいため、外での実務経験を必要とするものです。施行日は令和7年7月1日でございます。

これを踏まえまして、条例の内容を説明しますので、議案の16ページご覧ください。

まず、第1条です。先程説明した条例制定の目的を規定してございます。

第2条では、貸付の対象を規定してございます。

17ページの、第3条は、貸付金額について規定しております。金額は先程の説明資料で説明したとおりです。無利子で貸付するとも規定してございます。

第4条では、貸付期間を規定してございます。内容は説明資料で説明したとおりです。

第5条では、貸付の申請について記載しております。別に定める条例、施行規則に規定する方法で申請すると規定しており、2項では町長は貸付の可否及び貸付金額を申請者に通知すると規定しております。

第6条では、連帯保証人について規定しております。第1項では、連帯保証人2人を定めて誓約書を提出なければいけない。第2項では、その連帯保証人は一切の責任を負える独立の生計を営む成年者でなければいけないと規定してございます。第3項では、連帯保証人が欠けた時は新たな連帯保証人を定めなければいけないと規定してございます。

第7条では、貸付の取消と停止について、その該当内容を1号から5号まで列挙して規定してございます。

第8条では、貸付を受けた奨学資金を償還しなければいけない内容を規定してございます。養成施設を卒業後5年以内に町職員等として業務に従事できない場合又は業務に従事した場合であっても、貸付を受けた間の2倍に達しないうちに業務に従事しなくなった場合に償還しなければいけないと規定しております。

18ページの、第9条では、償還が遅れた場合の違約金の計算方法について記載してございます。

第10条は、償還の免除を規定してございます。先程説明したとおり、養成施設を卒業後5年以内に町職員等として業務に従事し、その期間が貸付を受けた期間の2倍に相当する時。第2項では、町職員として業務に従事していたが、その業務上の理由で死亡した場合は免除すると規定しております。

第11条は、償還の猶予について記載してございます。養成施設卒業後5年間町職員として業務に従事した場合、その期間中猶予すると規定しております。

第12条は、この条例の制定に関して必要な事項は規則で定めると規定しております。

最後に、附則でこの条例の施行日を令和7年7月1日と規定してございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（高野俊和君） この制度は古平町の出身者に限るということですか。例えば、古平に現在いなくても戻ってきて古平町に就職するという前提があれば、現在古平町にいなくても該当するということですか。また、この事業を近隣町村で行っている事例みたいなものはあるのでしょうか。

それと、ふるさと応援基金が財源だと課長おっしゃっていましたがけれども、ほとんどが古平町の持ち出しだとは思うのですがけれども、国などから多少なりとも、このための補助金・助成金みたいなものは全くないのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 高野議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の、古平町出身者でなければいけないかという質問でございますが、今回のこの対象者は古平町出身でなくても構わないというものでございます。

2点目の、近隣市町村でやっているところはあるのかという質問ですが、管内で言いますと数町村あります。例えば、島牧村、黒松内町、寿都町、神恵内村などが同じような事業をやっております。

これに対して、国補助はあるのかという質問が3点目だったかと思いますが、国補助ではなく全額古平町の持ち出しで、その持ち出しにふるさと応援基金を活用するという考え方でございます。

○4番（高野俊和君） ほぼほぼ分かりました。古平町に就職しますよという前提があれば、この制度は受けられるという考え方でよろしいですか。

○総務課長（細川正善君） 古平町に就職しますよという誓約書を出してもらいますので、その前提があればお貸しいたします。ただし、実際に就職しなかった場合につきましては償還していただくということになります。

○9番（佐藤未知時君） 貸付の対象ですけれども、これで見ると七業種ですよ。今後、例えばAI関係だとかデジタルだとかの専門学校に通う場合など、役場の方も今後プロレベルのスキルを持った人材も必要かと思うのですけれども、そういう場合は都度、七業種以外に検討するというのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

今回のこの条例の制定の目的は、あくまでも人材確保でございますので、今、佐藤議員がおっしゃった、AIだとかデジタル職員だとか、そういう職員の確保が困難になったというような判断の時には、随時考えていきたいなと考えております。

○8番（山口明生君） 償還の免除の部分なのですが、従事した期間が貸付した期間の2倍に達した時とありますが、最低の期間だとどの位になるのか教えてください。

○総務課長（細川正善君） 山口議員の質問にお答えいたします。

最低の期間と申しましてそれに対してなのですが、その借りた方の借りた期間の2倍ですので、借りる人が、例えば極端な話、1か月貸してくださいと言ってそれを役場の方で許可貸し付けたとしたら、2か月間町で働けば免除ということになります。この条例を制度設計する際に他市町村の状況なども見ました。その時に、古平町は貸付金額を他よりもかなりいい金額にしております。その代わり、古平町に奉公する期間、働かなければいけない期間も2倍というように長くしております。他の町は貸付する金額は安いのですが、その町に奉公する年数は借りた期間と同じというような感じなのですが、古平町は金額を高くする代わりに奉公する期間は2倍に設定してございます。

○8番（山口明生君） 今の課長の話だと他町村よりは長いというお話なのですが、私は長いとは思わないのです。仮に専門学校を2年間位で卒業できるものであれば、実質4年働けばいいということになります。専門職なので4年ってこれからではないですか。2、3年は何とか頑張って、4年目位からモノになっていって活躍できるという時にさよならでは、これ、やる意味ないです。専門職なので他町村に出ていかれては困るわけですから。元々、人材確保が目的だということであれば、

もう少し長い期間古平で頑張ってもらわないと、専門職としての力量が発揮できないうちにいなくなってしまうのではちょっと問題かなと感じておりまして、2倍だとかいうざっくりした考え方ではなくて、はっきり10年とか、それ位古平にいてもらわないと帰せないよという位の姿勢でいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 山口議員の質問にお答えします。

庁舎内でこれを考える時には、今の山口議員がおっしゃったような意見も確かにございました。ただ、他町村も同じような制度をやっておりますので、あまり長く縛ってしまうと、今度うちの魅力が薄れてしまうかなということも総合的に勘案して、今回2倍と設定させていただいたということでご理解ください。

○8番（山口明生君） それが長くて魅力がないという人であれば、最初から来る意味がないです。その位の事は当たり前だと思ってくれる位の人でなければ土着しませんよね。結局、実質研修期間のようなものを経て、2、3年でいなくなってしまうのであれば、この事業をやる意味がないです。やっぱり少なくとも10年位は古平にいて活躍して欲しい。活躍してもらわないと困る。どうしても私にはこの期間が解せないのですが、いかがでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 繰り返しの回答になってしまいますが、貸し付けする金額を他町村との状況等を判断した上で、大体、大学だと4年間だと考えられますので、8年ということによいのではないかという考えに至って、町の方では2倍としたところでございます。

○5番（真貝政昭君） この制度を作ったことには賛成します。一つ聞きたいのですが、第6条に連帯保証人があります。最低2名となっていますけれども、結構ハードルが高い場合が想定される事例が出てくるのではないかと思います。家族構成だとか本人が置かれている状況だとかということです。最低限担保を取りたいということで、参考にしているのは町営住宅を借りる時に連帯保証人が要ります。かつては2名でしたけれども、1名に変更して借りやすくしたというのがあります。私が相談を受けた事例でも、1人は確保したけれども2人目が困難だということがありましたので、一応、2名とはなっているけれども、全て条例に関しては、町長の判断で柔軟性を持たせています。そういう点を加味して私の考えですけれども、連帯保証人の人数については、最低1名、場合によっては町長判断で免除するという点を考慮に入れられないかなと思っているのですが、そういうことは可能なのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 真貝議員の質問にお答えいたします。

確かに、真貝委員の考えのような町長判断という部分もあろうかと思うのですが、今回貸し付ける金額はかなりの金額です。例えば保健師であれば、月額12万円、年間にすると144万円を4年間貸すとなると576万円になります。かなりの金額ですので、町としては、やはりそこは連帯保証人をしっかりと定めてやらなければ、安い金額ではないので厳しくいきたいなという考え方でこのように設定したところでございます。

○7番（堀澤理恵君） 条例の中で年齢制限はないのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 堀澤議員の質問にお答えいたします。

今回の条例では、条例上の規定は年齢制限は設けていないです。設けているのは、これから学校

に入学しようとする者もしくは既に入学している者ということになりますので、年齢制限は設けておりません。

○7番（堀澤理恵君） そうなりますと、例えば、今お仕事されていてこれからもう一回大学に入り直される方、専門学校入って資格を取る方も対象となるという考え方でよろしいでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 条例上の規定では、基本的には対象になりますが、あくまでもこれは人材確保ということを目的としておりますので、例えば、50歳の方がこれから学校に行くからこれを貸してくれとなった時に、その人が学校卒業してから古平町で働けるのかとなると、なかなか難しい部分も出てきます。この条例には規定はしておりませんが、この後、施行規則を策定することになっておりまして、施行規則の中で、貸付する際には面接することを規定してございます。ですので、今、堀澤議員が言ったことは、確かに条例上は対象にはなるのですけれども、規則の中で面談した際に対象にするかどうかはその時の判断ということになろうかと思えます。

○3番（中村光広君） 私が聞きたいのは、第3条の奨学金貸付金額なのですけれども、例えば、保健師・看護師・土木技師・建築技師が月額12万円以内など、この以内というのはこれが上限だと思えますが、この額以下というのはどういう場合が考えられるのか。この金額というのは生活費という関係での貸付だと思えますが、授業料とかその辺も含まれるのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 中村議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の、以内というのはどういう時かというのは、例えば、借りる対象者が12万円以内なのだけれども、私は10万円貸してくださいという場合が該当すると思えます。あくまでも、町が貸し付けするのは上限で12万円という考え方です。この金額の内訳はどういうことかというのは、町の方で貸し付ける際には、授業料でも生活費でもどちらでも構わないと考えてございます。ただ、町がこの12万円、9万5,000円以内などと設定したのは、道内でその資格の取れる学校の授業料の平均を算出して月額の金額を出してございます。

○3番（中村光広君） いまの回答ですと授業料の換算ということで、医学系はちょっと高いのかなという感じで見受けられます。例えば、札幌の専門学校あるいは大学に入った時にどの位生活費がかかるのか。まずアパート代が5万円位はかかると思えますが、この額で足りますか。

○総務課長（細川正善君） 足りますかということに対してお答えするとしますと、足りるかどうかはその人の生活の仕方かなと思えます。町として何かを基準にして金額を設定しなければいけなかったのも、道内の学校の授業料を平均して金額を算出したところでございます。

○1番（工藤澄男君） この制度は非常にいいと思うのですが、7月1日からの施行ということで、実際にもうこれに当てはまる方々は4月の時点で既に入学しているのです。そういう方々にどのようにして勧誘するのか、その辺はどうなのですか。

○総務課長（細川正善君） 工藤議員の質問にお答えします。

どのように勧誘というのは、どのようにPRしていくかということだと思います。まずは、7月、条例が決まったら町内回覧をいたします。あとは、町のホームページやフェイスブックで周知したいと考えてございます。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

原案に反対の討論を許します。

○8番（山口明生君） この制度自体に反対ではないのですが、先程から申しておりますとおり働く期間です。先程保証人のところで、高額なのでそうやすやすとは緩められないとお話があったのですけれども、むしろそこは緩めてもいいのかなという気がします。入口は入りやすくしてあげてもいいのかなと思います。出る前提ではないのですけれども、出ると想定した場合、もう少し条件が厳しくてもいいのかなと思います。他町村に取られないように緩くするというお話もありましたけれども、それであれば、なおさら貸付はもう少し緩くしてあげてもいいのかな。償還免除になる要素をもう少し厳しくするという点で考え方は変わりませんので、その点が賛成はできかねるということで、終わります。

○議長（堀 清君） 次に、原案に賛成の討論を許します。賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから、議案第18号 古平町専門職養成奨学資金貸付条例案を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第19号及び日程第10 議案第20号

○議長（堀 清君） 日程第9、議案第19号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案と、日程第10、議案第20号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案については、関連がありますので一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま一括上程されました議案第19号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第20号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、古平町で子育てをしている保護者の経済的負担の軽減と子育て支援を目的に保育料及び幼児センター給食費を無償化とする条例改正案となります。2件の条例のうち、特定教育から始まる方の条例につきましては、古平町の子どもの保育料を規定している条例でございます。古平町の子どもが他の市町村や私立の施設を利用した場合でもこの保育料が適用されます。横書きの説明資料15ページで説明させていただきますので、お開きください。

今回は、本則の規定はそのまま残し、附則において当分の間ゼロ円とする規定を置くものでござ

います。新旧対照表の附則第3項になります。本則の保育料そのものを削除してしまいますとゼロ円だということ自体が消えてしまうことから、この様な改正方法としました。

次に、保育所設置条例ですが、こちらは幼児センターみらいの保育施設としての規定がなされている条例で、主に保育施設としての保育料を規定しております。こちらは説明資料17ページをお開きください。特定教育の方の条例で町としての保育料がゼロ円とされたため、施設としての保育料を削除いたします。本条例には一時保育料及び給食費も規定されております。一時保育料については先程と同様にゼロ円であるということを残すため、附則で当分の間ゼロ円と規定します。新旧対照表改正後の中段、2項です。給食費については、上限を定めている規定がありますのでそのまま残しまして、金額を定めている規則の方の附則において、同様に当分の間ゼロ円とします。施行期日は令和7年7月1日からとしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時52分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないので、質疑を終わります。

これから議案第19号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないので、討論を終わります。

これから議案第19号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第20号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないので、討論を終わります。

これから議案第20号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。昼食のため13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 0時54分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第21号

○議長(堀 清君) 日程第11、議案第21号 古平町学校給食費の管理に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長(小原和之君) ただいま上程されました議案第21号 古平町学校給食費の管理に関する条例案について、提案理由の説明を申し上げます。説明資料の21ページをお開きください。

本条例案の要旨でございますが、子育て世代の経済支援策として児童生徒の学校給食費の無償化を実施するものでございます。無償化を実施するにあたりまして、給食費の管理に関する条例がないため新たに制定するものでございます。範囲につきましては、生活保護世帯も含めた全ての児童生徒が無償となるように制定をいたします、目的としましては、給食費を無償とするにあたりまして、学校給食や無償化の範囲について明確にし、町民に対する周知及び透明性を確保するために条例化するものでございます。

議案に戻りまして、24ページお開きください。条例の第1条から順に説明をさせていただきます。

第1条では、本条例の趣旨。

第2条では、学校給食及び学校給食費の定義を規定しております。

第3条では、学校給食を実施する対象者。

第4条では、学校給食費を徴収する旨の規定をしております。

第5条では、学校給食費の無償化に関する内容で、第4条に関わらず、児童生徒の保護者が負担する学校給食費は徴収しない旨の規定をしております。

第6条では、給食の減免規定。

第7条では、規則委任規定となっております。

施行日は令和7月1日としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第21号 古平町学校給食費の管理に関する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第22号

○議長(堀 清君) 日程第12、議案第22号 令和7年度古平町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(細川正善君) ただいま上程されました議案第22号 令和7年度古平町一般会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

議案25ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,414万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億9,314万8,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。なお、議案の26ページから27ページが歳入、28ページから29ページが歳出でございます。

以上、第1表が地方自治法で定められた議会での議決事項でございます。

それでは第1表の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の縦の説明資料をご覧ください。7ページの、議案第22号説明資料、令和7年度古平町一般会計補正予算(第1号)説明書でございます。

歳出から説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

今回の補正でございますが、令和7年度当初予算は骨格予算で編成しておりますので、今回の補正では政策的経費を追加してございます。この説明資料の28ページから36ページにかけて政策的経費の内容を掲載してございます。必要の都度開いてご説明させていただきます。それでは予算科目の款項の項ごとに主な補正の内容を説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、既定の予算に2,388万2,000円追加し、4億5,133万7,000円とするものでございます。内容といたしましては、6目の企画費で地域資源を活用した再エネ・省エネ導入業務委託料として2,002万円計上してございます。町長の行政報告でもございましたが、経産省の補助金、全額補助がつかまりましたので、町の省エネ・再エネを進めるために公共施設への太陽光パネル導入に係る調査、廃プラを燃料とした温泉加温ボイラー等の導入調査などの経費でございます。

その下、後志地域生活交通確保対策事業費負担金でございますが、中央バス積丹線の収支不足の古平町負担分でございます。更にその下、金額は小さいですが、奨学金返還支援事業補助金36万円計上してございます。こちら、政策的経費になりますので30ページをご覧ください。一番上でございますが、奨学金の返還をする者に補助金を交付することで、古平町への若者の定住促進かつ人材確保を図るためのものでございます。午前中の条例では奨学資金を貸し付けるものでございましたが、既に借りている方を対象にして、その方が返還するのに補助金を交付するというものでございます。目的は、定住促進と人材確保でございます。こちらは新たに要綱を設定して事業を進める予定でございます。中段よりもちょっと上の方に、補助金の交付対象者といたしまして、申請時に古平町の住民基本台帳に記録され現に居住している者、更には、新たに町内事業所等で正規職員として就業している者、今後5年以上継続して古平町に居住する見込のある者、35歳以下の者、奨学金の返還を既に行っている者また開始しようとしている者、町税等の滞納がない者、暴力団員ではない者、こういう方に対して、奨学金を返す金額に対して補助し定住を促すというものでございます。その二段下になりますが、補助額及び補助対象期間でございますが、補助額としては申請年度に返還する償還額、一年間に返す償還額に対して補助をします。ただし、36万円を上限とします。補助の対象期間は最長10年です。財源はふるさと応援基金を考えてございます。それでは、また11ページにください。先程の続きです。10目の地方振興費では、午前中の奨学資金の条例で専門職養成奨学資金貸付金として108万円を計上してございます。

続いて、同じく2項徴税費、既定の予算に794万4,000円追加し、1,193万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、定額減税補足給付金費ということで、令和6年度の定額減税で本来減税されるべきであったのですが、減税されなかった方を対象とするものでございます。令和5年度の所得で計算したため、確定申告などにより対象となった方への補足給付です。現時点で217名を想定してございます。

続いて、同じく3項戸籍住民基本台帳費、既定の予算に68万2,000円追加し、1,092万2,000円とするものでございます。こちらは戸籍情報システム改修委託料68万2,000円計上してございます。令和7年5月26日戸籍法の改正により、氏名の送り仮名が戸籍記載事項として法定化されたため、それに合わせてのシステム改修費でございます。全額国補助です。

続いて、同じく4項選挙費、既定の予算に9万3,000円追加し、897万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、投票管理者報酬から期日前投票立会人報酬まで、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されます。今回の参議院選挙から報酬が見直されるため、それに合わせて古平町の報酬単価も増とする補正でございます。

続いて、3款民生費でございます。1項社会福祉費、既定の予算に122万4,000円追加し、7億8,091万円とするものでございます。内容としては、まず障がい者福祉システムの改修業務委託料ということで、令和7年10月から報酬改定があります。それに伴うシステム改修で46万4,000円計上してございます。その下、灯油等購入助成金ということで60万円計上してございますが、こちらは32ページに飛んでください。例年実施しております、当初予算でも計上いたしました灯油等購入助成事業につきまして、近年の灯油価格高騰により、一人当たり1万円で計上しておりましたが、1万2,000

円に見直し、見直した分の増額経費60万円を計上するものでございます。

また、10ページ、11ページに戻ってください。続けて、14日の高齢者保健事業費につきましては、高齢者の保健・介護一体的推進事業を進めるにあたり、当初計上していた会計年度の人件費でございますが、会計年度の人事異動がございましたので今の職員に合わせて見直しをするものでございます。

続いて、同じく2項児童福祉費、補正額はゼロ円でございますが財源更正です。幼児センターの給食費の無償化に伴う財源更正でございます。これまで保護者から徴収した給食費を歳出の経費に充当してございましたが給食費がゼロ円になりましたので、その分一般財源で補填するための財源更正でございます。

続いて、4款衛生費、2項清掃費、既定の予算に208万1,000円追加し、1億4,416万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、クリーンセンターの車庫棟の屋根工事請負費を208万円1,000円計上してございます。雪害により屋根が破損して雨漏りしておりますので、その修繕工事でございます。

続いて、5款農林水産業費、4項漁港費、既定の予算に60万円追加し、961万9,000円とするものでございます。内容は、漁港内の漂流ごみ処理・運搬業務委託料でございます。例年と同じく、道補助、10割補助が交付決定になったため、漁港内の漂流物の除去・運搬経費でございます。

続いて、6款商工費、1項商工費、既定の予算に1,204万5,000円追加し、2億6,229万円とするものでございます。内容といたしましては、地域産品開発業務手数料と地域産品開発業務委託料ということで、国補助1,000万円の内示がつけました。それに伴いまして、商品開発、市場調査、プロモーション活動等をするための経費でございます。それともう一つ、歌棄公衆トイレ簡易水洗取換工事請負費ということで、歌棄海岸の公衆トイレを修繕するための経費でございます。男子トイレの手洗い場、女子トイレの貯水タンク、昨年から故障してございます。それらを交換するための工事経費でございます。

続いて、7款土木費、4項都市計画費、既定の予算に900万円追加し、1億8,489万4,000円とするものでございます。行政報告でもありました中島公園の改修工事に伴う経費でございます。900万円計上してございます。

続いて、8款消防費、1項消防費、既定の予算に103万9,000円追加し、2億3,390万6,000円とするものでございます。内容としましては、北後志消防組合負担金に47万9,000円計上してございます。こちらの経費につきましては、消防団員の増による制服等の不足分の購入費でございます。4月1日に5名の消防団員が入団いたしました。それで今年度当初計上していた予算を全て消化いたしました。今後9月1日に更に5名入団する予定でございますので、そのための経費でございます。続いて、15ページ、災害対策費で修繕料11万円計上してございます。こちらは小学校フィルター棟の空調設備の修繕でございます。10割道補助でございます。更にその下、防災無線電波調査等業務委託料で45万円計上してございます。こちらは、町内に設置している防災無線の更新のための調査委託でございます。

続いて、9款教育費、1項教育総務費、既定の予算に46万7,000円追加し、3,559万円とするもの

でございます。こちらは教職員住宅の修繕料でございますが、強風で外壁が剥がれたための修繕料でございます。

続いて、同じく2項小学校費、既定の予算から158万8,000円減額し、3,005万2,000円。更に同じく3項中学校費、既定の予算から90万8,000円減額し、3,742万6,000円とするものでございます。どちらも学校給食費ということで、給食費の無償化に伴い扶助費で支出していた給食費分を減額するものでございます。

続いて、4項学校総合給食運営費、補正額ゼロ円でございますが、財源更正でございます。給食費の無償化に伴うもので、これまで保護者から徴収していた給食費をこの給食運営費に充当しておりましたが、ゼロ円と無償化になりましたので一般財源で補う財源構成でございます。

続いて、同じく6項保健体育費、既定の予算に758万7,000円追加し、1億4,575万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、スポットクーラー購入費、BG財団の熱中対策ということで、7台購入するために98万6,000円計上してございます。全額財団からの助成でございます。その下、古平ロードレース大会実行委員会助成金ということで、646万6,000円計上してございます。こちらはロードレース大会実施するために警備員等を増やして対応いたしますので、その分の経費でございます。その下、古平町スポーツ・文化遠征費補助金、13万5,000円。スポーツ・文化の振興に寄与する児童生徒に対する補助でございます。今回、空手で全国大会に6月27日から行かれる中学一年生の女生徒がおります。その分に対する遠征補助でございます。

続いて、13款職員給与費、1項職員給与費、補正額ゼロ円の財源構成でございます。幼児センター保育料無償化に伴うもので、これまで保育料・人件費に充当している部分もございました。それを一般財源で賄うための財源更正でございます。

それでは、8ページ、9ページの歳入に戻ってください。

12款使用料及び手数料、1項使用料、既定の予算から80万1,000円減額し、2,697万6,000円とするものでございます。内容は幼児センターの保育料・給食費無償化に伴う減額でございます。

続いて、13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算に3,130万2,000円追加し、1億7,578万5,000円とするものでございます。内容としては、社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金ということで、戸籍の送り仮名を付けるためのシステム改修費68万2,000円でございます。その下、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金につきましては、総務費、企画費の中の再エネ・省エネ導入委託調査の補助10割分でございます。その下、海岸漂着物等地域対策事業補助金は漁港の漂流ごみに対する60万円でございます。10割補助です。その下の、農山漁村振興交付金につきましては、商工費の地域産品開発に対する補助金1,000万円でございます。

続いて、14款道支出金、2項道補助金、既定の予算に11万円追加し、6,837万5,000円とするものでございます。こちら、放射線防護対策事業費補助金、小学校のフィルター棟の修繕、10割補助でございます。

同じく3項委託金、既定の予算に9万3,000円追加し、1,398万3,000円とするものでございます。参議院議員選挙委託金ということで、投票管理者報酬などの増額分の9万3,000円でございます。

続いて、17款繰入金、1項基金繰入金、既定の予算に3,740万円追加し、4億941万3,000円とする

ものでございます。内容といたしましては、財政調整基金繰入金2,320万円、今回の財源調整分でございます。その下、ふるさと応援基金繰入金ということで奨学金返還事業、更には、専門職の奨学資金貸付、更に、中島公園の改修費などで1,420万円計上してございます。

続いて、19款諸収入、4項雑入、既定の予算から395万6,000円減額し、3,441万4,000円とするものでございます。内容としましては、学校給食費収入で497万8,000円の減、小中学校の無償化に伴うものです。熱中症対策助成金、B G財団からのスポットクーラー購入費98万6,000円です。その他収入3万6,000円、今回の財源調整分の端数分でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（山口明生君） 資料の12ページ、13ページの商工費のところなのですが、地域産品開発業務手数料と委託料で500万円前後、国・道の補助で1,000万円充てられていて結構な額なのですが、この業務というのは具体的にどんな業務を古平でやるのかということと、その費用対効果をどの位で見ているのかというのがありましたら教えてください。

○産業課観光室長（岩戸真二君） 山口議員さんの質問にお答えいたします。

まず、地域産品開発業務手数料と地域産品開発業務委託料の業務内容の内訳につきましてお知らせさせていただきます。役務費556万6,000円の方なのですが、この内訳といたしましては、山村資源を活用した商品の試作・製造費ということで209万円、その他試験販売と市場の反応の調査費ということで99万円、商品パッケージ・販促ツールの作成費ということで198万円、開発商品の情報発信費ということで50万6,000円が内訳となっております。委託料の方につきましては、合意形成と事業推進ディレクション業務ということで、地域の事業者と連携して新商品の開発・プランディング・事業推進の合意形成等を行う会合やワークショップを行う業務で246万4,000円、その他顧客の囲い込みと通年販売の仕組構築業務ということで198万円が内訳となっておりまして、SNSを活用したファンの獲得やECサイトの開設運営費となっております。

費用対効果につきましては、令和6年度道の駅の方で新たに6品を新商品として販売しておりまして、販売実績では、フライドポテトにつきまして一万個売れているということで、かなりの量が販売されており、費用対効果というのはあるのかなと思っております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第22号 令和7年度古平町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 2 3 号

○議長（堀 清君） 日程第13、議案第23号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第23号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億1,434万3,000円とするものでございます。内容につきましては、補正予算の説明資料の方で説明させていただきます。説明資料26ページ、27ページをお開きください。

1款1項総務管理費、既定の予算に74万3,000円を追加し、予算額1億1,251万3,000円とするものでございます。当初予算で計上していた標準システムに係る設定業務委託料において、当初には想定されていなかった装置が必要となったため、委託料の増額となりました。

1ページ戻りまして、24ページ、25ページ、歳入の説明となります。

3款1項国庫補助金、74万3,000円を追加し、396万7,000円とするもので、歳出で説明いたしました委託料増額に係る国庫補助金の増額となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第23号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 2 4 号

○議長（堀 清君） 日程第14、議案第24号 古平町課設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第24号 古平町課設置条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明をいたします。議案は37ページから38ページ、横の説明資料は23ページです。はじめに、説明資料を用いて説明いたしますので、23ページお開きください。

本件につきましては、令和7年7月1日から現在の企画課と産業課を統合し、新たに総合政策課を設置するための条例改正でございます。改正理由といたしましては、町長の公約である町民主体の持続可能な活力あるまちづくりを進めるためには、今後は道の駅や漁港を核として観光分野と産業分野の連携が大きな要素となります。更には、そこに人口減少対策、子育て支援対策などの各施策を絡め合いながら、一体的・効率的に持続可能なまちとなるよう進めなければいけないと考えてございます。そのため、まちづくりを総合的に推進するために現企画課と産業課を統合して総合政策課を新設し、組織体制を強化するものでございます。

説明資料の23ページ、新旧対照表をご覧ください。

第1条では、2号の企画課と5号の産業課を統合し、2号に総合政策課とします。5号の産業課を削除し、6号の建設水道課を5号とします。現行の6課を5課にする改正でございます。

第2条では、所掌する事務の改正を載せてございます。総合政策課の所掌事務は、現行の企画課の事務に5号の現産業課の事務を追加するものでございます。6号の建設水道課の事務を5号に繰り上げるものでございます。

では、議案38ページをご覧ください。今説明した内容の改め文を掲載してございます。

最後に、施行日は令和7年7月1日からと附則で規定してございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 触れ込みはいいのですけれども、これ、課長は一人ですか。

○総務課長（細川正善君） 真貝議員の質問にお答えします。

課長と室長2名体制で考えてございます。

○5番（真貝政昭君） 字面は総合政策という筋で通したいのだろうけれども、結局、3人でやっていたところを2人にするわけだから、頭も身体もいっぱいいっぱいになるという図式になるのです。今までの企画、産業、観光室というのを一緒にするわけですから、私はちょっとその辺は考えた方がいいのではないかと思います。3人で動いていた分を2人で動くというふうになりますから、どうしても足し算割り算をすると過重労働、うまく機能しないものがあります。それと、二階の真ん中に打合せ室があるでしょう。あれを取っ払うわけにはいかないのだろうから股裂き状態でやることになるので、果たしてうまくいくのかねという感じがしますがそれでも。

○町長（成田昭彦君） 逆に、今の観光室設けて三年間やってきた中身を見て、例えば、企画の方で観光部分の施策的なものが出てくる。観光室は実際の現場といいますか、連携を取るのに非常に不都合な点もございました。そういった面を考慮しまして、今回、観光室を産業連携室という形にしまして、観光と産業、水産、農業関係も結び付けて観光振興を図っていくということで、総合政

策課の中に室長を置いて対策を練っていくということで、頭の部分では別に3人が2人になるから、その分過重労働になるとは考えてございません。むしろ、動きやすくなるのかなと思っておりますので、その辺でご理解いただければと思います。

○5番（真貝政昭君） 役場のやることだから、我々よく分からないのでお任せの状態になるのだけれども、何にしても教員の世界でもそうだけれども、地方公務員の世界でもブラックと言われている時代になっていますから、くれぐれも過重労働にならないようなことを考えてやらないとただけない。過重労働でうまく回らない状態は失敗作ですから、その辺は慎重に考えていただきたいと思う次第です。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第24号 古平町課設置条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第25号

○議長（堀 清君） 日程第15、議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明をいたします。

議案は39ページから41ページ、説明資料は25ページです。横の説明資料でございます。

本件は、介護医療院で夜勤に従事する看護職員と介護職員にこれまで支払っていた夜間看護等手当について、近隣町村の介護医療院施設と比較すると看護職員への手当が安価であるため、看護職員の処遇改善、更には、人材確保のため手当の額を見直すものでございます。

それでは、改正内容を具体的に説明いたしますので、説明資料の25ページご覧ください。

別表4、特殊勤務手当の新旧対照表です。左側が改正後、右側が改正前でございます。夜間看護等手当、これまで看護職員及び介護職員ともに7,300円でありましたが、看護職員を9,000円に見直すものでございます。看護職員の専門性や近隣市町村の民間の介護医療院を含めた看護職員との手当を比較すると低額・安価であったことから、見直すものでございます。

次に、議案の40ページ、41ページご覧ください。ただいま説明した内容の改め文を掲載してござ

います。

最後に、41ページ中段の附則ですが、第1項で、本一部改正条例案は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用すると規定しております。つまり、既に支払った4、5月分の夜間看護等手当にも遡及適用すると規定しております。第2項では、改正前の条例に基づいて既に支払った手当は、改正後の条例に基づいて支払われる手当の内払とみなすと規定しております。つまり、4、5月分は9,000円うちの7,300円を支払ったものと規定しているものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） これを理解するのに何うのですけれども、看護職員の夜間勤務の改正が出ているのですけれども、海のまちクリニックの看護師さんの勤務体制というのは、一階は外来ですけれども二階は24時間体制ですよね。これは二交代制でやっているのですか。それとも三交代制でやっているのですか。

○町立診療所事務長（細川武彦君） 海のまちクリニックでは二交代制でやっております。

○5番（真貝政昭君） ついこの間、1か月半程入院してきたのですけれども二交代制でした。勤務は夕方5時から翌日の9時までということで、勤務時間は16時間です。一概に1日幾らと計算の仕方ではなくて、非常に過酷な勤務だと思ってきました。それで見ますと、一回の夜間手当が9,000円というのはいかかなものかという感じがするのです。よく改正する時は近隣の状況と合わせてというようにやっていますけれども、結構きつい手当というか安い手当ではないか。特に女性の深夜勤務なので、このままの状態でもいいのだろうかという気がします。今までは、介護と同じ7,300円でやっていて近隣よりも低かったわけでしょう。今回これを通すにしても、改めて考え直すべき部分ではないかと思っているのですけれども、近隣の自治体との間でその様なお話しはされていないのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 真貝議員の質問にお答えします。

最後の、近隣の市町村とお話をしていないのかということですが、結論から申しますと、話はしていないです。うちが独自に民間の介護医療院などの看護師の夜間看護等手当を調査した上で、金額を設定したものでございます。

○5番（真貝政昭君） 医療と介護の方で問題となっているのは、報酬が点数制度なので、それが極めて低いということで待遇改善の声が出ているわけでしょう。そういう点を考えて、近隣では話が出ていないと言うかもしれませんけれども、使用者側の責任として近隣がどうのこうではなくて、自発的に見直していくべきという姿勢で構えてほしいと思うのですけれども。

○総務課長（細川正善君） 答弁調整をお願いします。

○議長（堀 清君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時49分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（細川正善君） 真貝議員がおっしゃったことももっともでありますので、それは今後検討していきますが、現在も夜間看護等手当以外にも0.25分の割増賃金も出ておりますので、その辺りも総合的に勘案して検討したいなと思います。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時58分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 議案第26号

○議長（堀 清君） 日程第16、議案第26号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第26号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法施行令が改正され、課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法が変更となったため、同様に本町の条例を改正するものでございます。本件に関しましては、去る6月6日国民健康保険税審議会を開催し、限度額の引き上げ及び軽減基準額の拡充について諮問どおりの答申をいただいていることを申し添えます。

それでは説明資料で説明いたします。27ページをお開きください。

改正内容といたしましては、まず、①賦課限度額の引き上げについてでございます。点線枠で表示しております医療分について、限度額を65万円から66万円へ1万円引き上げるものです。その下、

後期高齢者支援金等分について、限度額を24万円から26万円へ2万円引き上げるものです。これにより、下の実線枠の方に記載されていますとおり、40歳未満または65歳以上の介護納付金分が賦課されない年齢の被保険者については89万円から92万円に、40歳以上65歳未満の被保険者については106万円から109万円となります。

続いて、下段の、②低所得者に対する軽減措置でございます。5割軽減においては基準額算定に29万5,000円掛ける被保険者数の29万5,000円の部分を30万5,000円に改め、2割軽減の方については54万5,000円掛ける被保険者数を54万5,000円の部分を56万円に改正するもので、いずれも軽減判定所得の基準額を引き上げることにより、5割・2割軽減世帯対象を拡充する内容となっております。

なお、これらの改正は今年度以降分の国民健康保険税から適用することとしております。今回の一部改正による影響額については、次のページで調定額ベースで計算した影響額の参考値を載せてございます。確定賦課では数値の変更がございましたが、後程ご参照いただければと思います。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第26号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第27号

○議長（堀 清君） 日程第17、議案第27号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第27号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、本町に設置される教育保育施設及び小規模などの地域型保育事業についての運営基準を定める条例でございます。国の基準を基に規定しているもので、この基準が改正される内閣府令が公布されたことにより本町の条例の改正が生じたものでございます。

説明資料の31ページの新旧対照表でご説明いたします。31ページをお開きください。

改正点は大きく分けて3つです。1点目は、31ページ中段の第5条第2項第2号で、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他と規定している部分を媒体の形を特定せず、電磁的記録媒体と改正するものでございます。

2点目は、42ページの一番最後になりますが附則第4条です。経過措置規定になりますが連携施設を確保できない場合の例外として、十年から十五年へ措置期間が延長されるものです。

その他は、子ども子育て支援法と他法の改正による条項ずれ及び文言の修正となります。

施行日は、公布日からですが措置期間の延長の関係上、4月1日の遡及適用をしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 古平の認定こども園に関する法律改正があつて、3点注目すべきところがあると説明がありました。31ページの磁気ディスク、シー・ディー・ロムというのを電磁的記録媒体に変えたというのは、カタカナを漢字に変えただけのものなのかというのが第1点目です。それから途中はよく分からないのですけれども、二十を十五に変えるという数字の部分がありますよね。3歳以上児については、20名に対して保育士1名という基準が15名に対して保育士1名と変わったということなのか。それであれば改善になりますけれども、2点目というのがよく分からないものですから、その辺も含めて説明してほしいのです。

○町民課長（五十嵐満美君） まず、1点目のシー・ディー・ロムですとかカタカナを変えるということなのですが、改正前につきましては、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものという長い説明になっております。これも言い換えれば電磁的記録媒体になりますので、総合的に電磁的記録媒体に変えるという改正になっています。これが1点目の質問です。真貝議員おっしゃっているのは、職員配置基準のことだと思うのですけれども、そちらは次の条例改正の内容になっています。今の改正したものについては、認定こども園も勿論含まれるのですが、古平町には今ないのであるけれども、家庭で小さい子どもを預かって観るような小規模な施設を総体的に含めた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業というふうに一括りにされております。その改正が、今言ったシー・ディー・ロムですとか電磁的記録媒体、連携施設を造っておかなければならないという規定があるのですけれども、なくとも見逃してくれるよという期間を十年から十五に延長された改正と、条項ずれと文言修正になりますので、それが大きく3つになります。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第27号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第28号

○議長(堀 清君) 日程第18、議案第28号 古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました議案第28号 古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、本町に設置される家庭的保育事業、これは自宅や訪問型で子どもを預かるなど、ごく小規模で行う保育事業のことです。この事業における運営基準を定める条例でございます。本町には現在この条例が適用となる事業者はおりませんが、国の基準を基に規定しているもので、この基準が改正される省令が公布されたことにより、改正の必要が生じたものでございます。

説明資料の43ページになります。43ページをお開きください。

改正内容の1点目、第6条になります。連携施設の条件緩和がされています。

続いて、2点目は、45ページ下段の第29条になります。保育所等における職員の配置基準の改正に伴い、本事業においても配置基準を合わせる改正です。

3点目は、47ページ下段の附則になります。経過措置規定になります。こちらも先程の特定教育・保育に関する基準と同じく、連携施設を確保できない場合の例外として、十年から十五年へ措置期間が延長されるものです。

施行日は公布日からとなりますが、措置期間の延長の関係上、4月1日の遡及適用をしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第28号 古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第29号

○議長（堀 清君） 日程第19、議案第29号 古平町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画課長（人見完至君） ただいま上程されました議案第29号 古平町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、事業を行う場合は過疎地域持続的発展市町村計画を策定することとなっており、計画全体に及ぼす影響が大きい事業の追加などの計画変更を行う場合については、同法第8条第10項の規定により、議会の議決を経ることとされております。今回、計画変更が必要となる部分がございますので、その部分について説明資料を用いてご説明いたしますので、横の説明資料49ページをご覧ください。

今回の計画の変更点については、アンダーラインを引いております。表内の上から五行目において、海洋センター外壁長寿化工事事業を追加しております。また、その四行下に、事業名として中学校を追加するとともに中学校照明LED化事業を追加しております。

続いて、50ページをお開きください。（3）計画として、事業計画の表を新たに追加しております。なお、追加した事業内容は、集会所照明LED化事業でございます。

最後に、先程の（3）計画を追加した関係上、従前は（3）公共施設等総合管理計画等との整合としていたものを、（4）公共施設等総合管理計画等との整合と改めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第29号 古平町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第30号

○議長（堀 清君） 日程第20、議案第30号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長（小原和之君） ただいま上程されました議案第30号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。議案59ページでございます。

本件は、古平町立学校情報端末機器購入事業の取得価格が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する700万円以上のため、その契約にあたって議会の議決を求めるものでございます。概要としましては、令和2年度に購入した小中学校の児童生徒及び教職員へのタブレット、GIGAスクール構想における一人一台端末でございますが、それを今回更新するものでございます。北海道が共同調達に係る入札を行いまして、そこで落札した業者と随意契約を締結するものでございます。児童生徒分として138台、教職員用で36台、計174台でございます。

それでは、議案の記以下を朗読して、提案理由の説明とさせていただきます。

1 財産の種類及び数量、古平町立学校情報端末機器一式。2 契約の方法、随意契約による契約。3 取得価格、1,200万780円。4 契約の相手方、札幌市中央区南1条西3丁目2番地 大丸株式会社 代表取締役 芹田昭彦。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第30号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 報告第2号

○議長（堀 清君） 日程第21、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
本件について報告を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

報告いたします。

本件につきましては、令和6年度に一般会計予算で年度内にその支出が終わらない見込のある事業として繰越明許費を設定していた三事業につきまして、翌年度である令和7年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。議案62ページをお開きください。令和6年度から令和7年度へ繰り越した三事業について、繰越額とその財源を記載してございます。繰り越した三事業について順に説明いたします。

まず、3款民生費、2項児童福祉費、園庭遊具設置事業でございます。こちらは幼児センターの園庭遊具でございますが、令和6年第3回定例会で補正設定しております。受注生産のため、雪が積もる前に設置ができなかったため、繰り越したものでございます。現在は既に設置済でございます。繰越額といたしましては119万円。財源としては未収入特定財源として110万円、こちらはふるさと応援基金です。それと一般財源が9万円です。

続いて、5款農林水産業費、3項水産業費、東しゃこたん漁業協同組合防災施設兼事務所整備補助金事業でございます。令和6年第4回定例会で補正予算措置済です。漁協の防災施設と事務所の整備に対する補助金事業です。国の補助の内示が令和7年3月10日であったため、年度内に着手ができなく事業が終了しなかったため繰り越しました。繰越額としては、1億9,869万6,000円。財源としては、国庫補助金が未収入特定財源として9,237万3,000円。地方債が3,460万円です。この地方債につきましては、補助施設整備事業債、交付税措置ゼロ%の起債でございます。一般財源が7,172万3,000円。

続いて、8款消防費、1項消防費、避難所環境改善用資機材整備事業。令和7年第1回定例会で補正予算措置済です。災害時の避難所の環境改善用資機材を購入する事業で、国の補正予算に伴う、新しい地方経済生活環境創生交付金を活用して行う事業でございます。国の交付金の内示が令和7年3月7日であったことから、年度内に着手できなく事業が終了しなかったため、繰り越すものでございます。繰越額は、2,910万5,000円。財源としては、収入特定財源として国庫補助金1,422万円、地方債が300万円。こちらは補正予算債、交付税措置率50%の起債でございます。一般財源が1,188万5,000円となっております。

以上で、繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

○議長（堀 清君） 報告が終わりました。ここで、質疑があれば許可します。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時30分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第22 同意第1号

○議長（堀 清君） 日程第22、同意第1号 副町長の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（成田昭彦君） ただいま上程されました同意第1号 副町長の選任について、提案理由の説明をいたします。

本件は、6月30日で現副町長の任期が満了となりますので、令和7年7月1日から細川正善氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

初めに、細川正善氏の主立った経歴について申し上げます。昭和63年3月に仁木町立仁木中学校を卒業し、その後小樽潮陵高等学校、北海学園大学経済学部を卒業し、平成9年4月に古平町役場に奉職いたしました。役場では、企画課長や産業課長、令和3年6月からは現職の総務課長を務めるなど、企画部門や財政部門の総務畑を数多く歴任したところであります。

以上が主立った経歴であります。高潔な人格と豊富な行政経験があり、職場での人望も厚く町長の補佐役として適任と考え、選任同意を求めるものでございます。

それでは、お手元に配付しております議案を朗読させていただきます。

住所、古平郡古平町大字沢江町33番地1、氏名、細川正善、生年月日、昭和47年6月17日、満53歳。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから同意第1号 副町長の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時38分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第23 意見案第3号

○議長（堀 清君） 日程第23、意見案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないので、討論を終わります。

意見案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 令和5年陳情第1号

○議長（堀 清君） 日程第24、令和5年陳情第1号 「女性差別撤廃条約議定書の速やかな批准を求める意見書」（案）採択を求める陳情書を議題とします。

総務文教常任委員長よりお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないので、討論を終わります。

これから令和5年陳情第1号 「女性差別撤廃条約議定書の速やかな批准を求める意見書」（案）採択を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第25 陳情第1号

○議長（堀 清君） 日程第25、陳情第1号 「高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書」（案）採択を求める陳情書を議題とします。

総務文教常任委員長よりお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないので、討論を終わります。

これから陳情第1号 「高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書」（案）採択を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第26 陳情第4号

○議長（堀 清君） 日程第26、陳情第4号 「戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平

和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書」（案）採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第4号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第4号を採択することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号 「戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書」（案）採択を求める陳情書は、採択することに決定しました。

◎日程第27 一般質問

○議長（堀 清君） 日程第27、一般質問を行います。

一般質問は、高野、佐藤、堀澤、工藤、梅野、寶福、中村、真貝議員の8名です。

順番に発言を許します。

最初に、高野議員、どうぞ。

○4番（高野俊和君） 道の駅についてお尋ねをいたします。先程、町長の行政報告の中でもかなり詳しくありましたけれども、質問を行いたいと思います。道の駅につきましてはオープンから2か月程が経ちました。近隣を通る時に眺めておりますけれども、週末には車両の出入りも多く賑わいを感じますけれども、集客数としては先程8万7千人と行政報告で言っておりましたけれども、この数字というのは、概ね当初予想していたおりの順調な数字と考えられるのでしょうか。また、冬期間におきまして、11月から3月位までは客数がかなり少なくなるだろうということが予想されます。何か他にイベント等は考えているのでしょうか。基本、指定管理者が色々考えるべきこととは思いますが、当町には温泉施設などもありますので、町と連携をしてお客さんサービスを考えていければいいのではないかと考えております。先程町長も温泉施設の方にも波及効果はあるとお話ししておりましたけれども、その辺も含めて、現在の状況をどの様に考えているのかお話し頂ければと思います。

○町長（成田昭彦君） 高野議員の一般質問にお答えいたします。

まず、道の駅の入込客数についてでございます。行政報告でも述べさせて頂きましたけれども、5月末時点で8万7,453人ということで、当初の目標として30万人を予定してございましたけれども、このままいけば遥かに上回るのかなと思っております、順調な滑り出しとなっているのかなと思っております。

11月から3月の閑散期についてでございますけれども、道内129箇所の道の駅で、冬期間商売になっているところは皆無と聞いてございます。そういった中で、冬の色々なイベント等も考慮しながらこれから考えていかなければならないのかなと思っております、指定管理者の方と具体的な内容等についてまだ揉んでございませぬけれども、冬の観光客誘致・道の駅の利用について、今お話しを進めている段階でございます。

○4番（高野俊和君） 11月から3月の閑散期はどんな商売でも難しいですけれども、3月議会の時にスタンプラリーなどの話も出ていたように記憶しておりますけれども、先程町長の報告でありましたように、温泉の方にもかなり波及効果があるということでありますので、これは指定管理者が考えることなのですけれども、それであれば思いきって、買上額に応じて温泉券を割引するだとかサービスをするだとか、町で連携を組んでやる事業も進めていったらいいのではないかと考えますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 本当は冬にどの位の車が入り込んでいるか事前の調査といえますか、分析しながら進められれば良かったのでしょうかけれども、そういった時間ありませんので、議員おっしゃるように、まずスタンプラリー等はぜひやっていきたい。そしてキッチンカーなどもこれから考えていければなと思っておりますけれども、冬のそういったものを決めながら幅広く情報発信していければいいのかなと思っております。昨日、ブルーマルシェがやっていましたけれども、その中で冬のイベント等も考えられないかなと言っておいたのですけれども、イベント等を考えていく、またそれを広く情報発信していくというような、まず来てもらうということを考えていかなければならないのかなと思っております。

○4番（高野俊和君） 概ね、その様に進めていくのがベストだろうと思います。指定管理者はそれぞれ別なのですけれども、道の駅の中で温泉はある程度宣伝できているのですけれども、古平の苦戦している施設にパークゴルフ場もあると思うのです。その辺も道の駅の中で宣伝するということはできないのでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 十分可能なことだと思っております。将来的には道の駅を拠点とした施設を利用することも考えていかなければならないのかなと思っておりますので、その辺はこれから十分にやっていかなければならないことだと思っております。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時02分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、佐藤議員、どうぞ。

○9番（佐藤未知時君） まずは成田町長、二期目のご就任おめでとうございます。これからもよろしく願いいたします。では、少子化問題についてお尋ねいたします。つい最近、過去最低の出生者数と出生率が発表されたばかりですけれども、毎年香川県の全人口とほぼ同じ90万人が減少しているのが現状です。当町では遠くない将来、児童の入学者ゼロという日も迫っています。児童の入学者ゼロが意味することが漠然としながらも、人口構造の逆ピラミット化が急加速し高齢者だけのまちになってしまう、そんな末恐ろしい想像はします。

そこで、①この児童の入学者ゼロという事態が続いた場合、町政や住民にとって具体的にどんなダメージを及ぼすのか。町長が最も危惧する待ち受ける不都合な真実のいくつかをご教示ください。②それらを食い止めるのは無理だとしても、延命治療的あるいは軽減するために内科的处理なのか、あるいは外科的手術なのか、町長が考えている処方策をお聞かせください。

○教育長（三浦史洋君） 佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

まず質問の中で、児童の入学者ゼロが続いた場合ということで、教育委員会からは児童の入学者が少なくなった場合のデメリットについて想定されるものをお答えいたします。

1点目は、児童生徒が少なくなることで複式学級となります。その場合は二学年を教諭一人が持つことで児童生徒に関わる時間が減ることが予想されます。単純計算で1回の授業で児童生徒に関わる時間が半分になるということが考えられます。

2点目は、人数が少なくなるため学校で催す集団的行事、運動会や学習発表会、中学校では団体競技の部活動の部分を維持することが難しくなります。実際、中学校では野球部5人ということで1チームは組めないことになってございます。

3点目は、授業の中で同級生同士が多様な考えに触れる部分が少なくなるということが考えられます。また、人数が少なくなることで協力し合って物事を考えていくことが少なくなっていくことが考えられます。

○町長（成田昭彦君） 二つ目の、処方策についてでございますけれども、正直言って難しいです。今回の給食費あるいは保育料の無償化も含めて、古平町の子どもたちのために限られた予算の中で優先順位をつけて、様々な事業を進めていかなければならないのかなと思っております。行政報告でも申し述べさせていただきましたけれども、古平町子育て世代包括支援センターで出生後から就学前までの切れ目のない支援策を実施していかなければならないのかなと思っております。例えば、こどもホームの充実、共働き世代が安心して子どもを預けられる環境づくり、あるいは幼児センターの未満児の保育体制の充実、今の共働き世代が安心して働ける職場環境づくりを考えていかなければならないと思っております。少子化対策については、これまでも各議員の同様の質問に答えてまいりましたけれども、一つの自治体でやっていくことは無理だと思っております。出生数を急に増やすことは難しいわけでございますけれども、国の政策も注視しながら、古平町が今一番考えられることをできるだけ着実に進めてまいりたいと思っております。先般、後志管内の組長・議長で構成されている期成会があつて国の方にも陳情に行ったわけでございますけれども、その中の資料

でも後志19か町村のうち、出生児数は古平が一番低い。人口千人に対して1.1、今人口が2,500人位ですから2、3人しか生まれない状況が続いていますので、そういったことも後志全体でどうしていけばいいのかということも国に陳情しながら進めていかなければならないのかなと思っておりま

すので、そういったことでご理解いただければと思います。

○9番（佐藤未知時君） 私から具体的に、と質問しましたので、教育長から具体例を教えてくださいましたけれども、私はもっと先の恐ろしいことが起こるのではないかなと思っています。この少子化問題は、人口減少問題に留まらず全ての施策・課題にリンクする、いわばマトリックスだと思っています。だからこそ、この少子化問題の取組が最重要だと思っています。先程も言いましたが、人口減少の逆ピラミット化が固着したまま誰も住めないまちになってしまうのも時間の問題の様な気がします。地図から消えてなくなるまちになる前に、将来が危ないのではなく、今がまさに危機の真ただ中という再認識の下に、町長以下全職員、私たち議員も知恵を出し合い、町民みんなで取り組んでいくべき最重要課題だと思います。ぜひ町長の強いリーダーシップを発揮していただきたいと思います。この質問は以上ですけれども、町長からの追加の答弁があれば伺います。よろしいですか。

○町長（成田昭彦君） 議員おっしゃるとおり、本当に危機感を持ってこの子育て支援についてはやっていかなければならないと思っています。今うちの産業体系を見ましても、漁業者を見ても後継者がいない。特に主力となっている小型部分の後継者がいない、平均年齢が70歳を超えているというところも、これから考えていかなければならない。先程言った観光とその辺も含めてやっていかなければならないというのは、魅力ある漁業づくりをして後継者が生まれるようなものを作っていかなければならないと思っています。移住ですとかそういったことを徹底して若い人が集まるように進めていかなければならないと思っていますので、佐藤議員にもその辺、色々お知恵ございましたら、お借りしながら進めていけばいいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○9番（佐藤未知時君） ありがとうございます。

次に、公園で遊ぶ児童・保護者の安全・安心のための公園設備についてお尋ねします。公園で遊ぶ子どもたちのほとんどはまだ携帯電話を持っていません。親御さんやおじいちゃんおばあちゃんたちが子どもたちを公園に連れて行って、何時になったら迎えに来ます、何時になったら帰ってくるように、と伝えてあっても、子どもたちは時間を知るすべがないのが現状です。そのために親御さんや保護者たちはまた公園に出向かなければなりません。加えて、暑くなったら日陰に入って水分を取りなさい、雷が鳴ったらすぐ建物の中に入りなさいとか、猛暑や雷雨なども心配だと思います。そういう親御さんや保護者たちから、全部の公園は無理としても、せめて150年広場とみどり公園、あるいは、これから改修される中島公園など主だった公園に、できれば気温も分かるポール型クロックの設置を望んでいます。ぜひ、児童や親御さんや保護者たちの安心・安全のために公共時計の設置をご検討いただけないでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 佐藤議員ご質問の、公園で遊ぶ児童・保護者の安全・安心のための公園設備についてでございますけれども、まずもって、ポール型クロックは基礎工事から進めなければな

らないということで、非常に高価なものであると認識してございます。また、この150年広場というのは、国補助でやっていますので会計検査もまだ入っていない、終わっていないですから別の事業でやるのもなかなか難しいのかなと思っております。また、高額になるので設置はなかなか難しいのかなと思っております。みどり公園につきましても、町だけでなく個人の方も含めた冬の雪の堆雪場で山盛りになってしまうという現状もありますので、なかなか難しいのかなと思っております。小中学校で作っている生活のきまりの中で、18時になったら帰る時間、冬であれば17時になったら帰る時間となっていることから、町としましても、今であれば防災無線で4月から9月までは18時に「夕焼け小焼け」を流しております。そういったものを活用しながらやっていければなと思っております。どうしても必要だということであれば、こどもホームでも複合施設にでも何かそういった仕掛けをして、時間の分かるような感じで対応していければなと思っております。必要性もどうなのか、その辺、子どもたちからも話を聴きながら進めてまいりたいと思っております。

猛暑や雷雨対策として気温計ということでございますけれども、これは気温計だけで予測できるとは言い難い面もあります。例えば、雷が鳴ったら複合施設に入るだとかといったことは、教育委員会を通じて学校や校外生活指導連絡協議会にでも情報を流しながら指導できればなと思っております。

○9番（佐藤未知時君） 公共時計の設置のためにかなりの費用と手続きも色々面倒があると。仮に、子どもが熱中症で倒れたとかになったら、こう言ったら反論もあるかもしれませんが、お年寄り一人とこれから将来色々貢献してくれるであろう子ども一人と命の重さは一緒なのでしょうけれども、気温計と一体となった公共時計は、例え高額でも面倒でもあったほうが良いと町長は単純に思いますか。

○町長（成田昭彦君） そういった時計だけではなく、例えば、子どもたちが外で遊んでいた場合、安全・安心対策というのは時計に拘らなくてもできることはあるのかなと思いますので、その辺、教育委員会・学校と話し合いながら進めてまいりたいと思っております。

○9番（佐藤未知時君） ぜひ、公共時計に関わらず、子どもたちが保護者がいなくても時間が分かるような、安全を守れるような仕組みをご検討していただければと思います。

最後に、琴平神社祭典神輿渡御行列の北海道無形民俗文化財の認定について質問します。通告書を出した時はまだ道教委で答申中であつたため、もし認定されればという質問でしたけれども、皆さんご承知のとおり13日に正式に登録されましたので、今日はオフィシャルに登録されたことを踏まえて質問させていただきます。北海道無形民俗文化財という町が誇れる貴重な文化財を一つただけでした。今後、町としてどんな支援をされるのか、町長のご所見をお伺いします。

○教育長（三浦史洋君） 佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

琴平神社祭典神輿渡御行列への支援につきましては、指定元の道教委とこれから連携をして進めていきたいと思っております。ただし、金銭的部分では、憲法にあります政教分離の原則からして、公金の支出自体は無理であろうと考えてございます。ただ、支援ということでは、大企業の方で各地の文化財に対する支援する制度がたくさんございますので、そういう情報を得たら神社の方に流していくのはやぶさかではないと思っております。

以上です。

○9番（佐藤未知時君） 政教分離の原則というのは出るだろうなと思っていました。そこで、琴平神社の例大祭が今回の北海道無形民俗文化財の認定を受けたことで、北海道の1ローカルの祭りではなく、永く伝承すべき祭りとして認定されることにもなると思っています。言い換えれば、伝承・継承を持続可能なものにすべき責任も負うという覚悟も問われるということだと思えます。このお墨付きは、当町のPRにとって大きなセールスポイントになって、観光収益に関しても連鎖的な波及効果が期待できると思います。しかし、その持続可能な祭りを目指すには大きな障害があります。人口減少が今後も更に進むことを鑑みれば、祭りに携わる人員不足、そして何より運営費不足が懸念されます。祭りの運営費は、現状、町内外からの寄付で概ね賄われています。せっかく北海道無形民俗文化財の認定を受けても、今後それらの弊害で継続が危ぶまれる可能性は否定できません。伝承・継承するためには、行政の支援は不可欠だと思います。政教分離の原則の観点から、町が積極的に関与するのは制限があるとは思いますが、町として例大祭の伝承・継承の支援について、例えば、どんなことなら可能なのか。再度、町長、教育長のご見解をお伺いします。

○教育長（三浦史洋君） 佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

前段、くどういようですけれども、今回の質問がございまして、最近、無形文化財に木古内町・根室市・釧路市で指定されていますので、電話確認をしております。やはり、神社・神事に関しては、補助・助成はしていません。神事に絡むものであるから、教育委員会では補助が相応しくないと判断したとしております。あと、釧路市では現在に至るまで補助金・助成金の交付はしていません。まず、こういう事実があります。私もそうだと思っております。特に、渡御の運営経費だとかの部分に公金を支出するのは完全に引っかかると思ってございます。ただ、この聞き取りをしたところで、マッチングしてイベントを開催する。そういう会場設営費や運営費は観光協会として補助金を支出しているという組み合わせで、神事とは別のものだよというのを分かっていたいただけるようなものでは、町のイベントを実施するとかというのは考えられるのかなという感じがします。

○9番（佐藤未知時君） 昨年の例大祭では、成田町長自ら奴さんに扮して職員と一緒に行列に参加されました。人的貢献という意味では、それも祭りの継続のための協力と言えそうですが、そもそも、奴行列とは神事とは関係なくて、祭りの渡御を華やかにするために演出したという説もあります。それを鑑みれば、政教分離の原則といえどもグレーな範囲があるような気がします。そういう意味において、危惧される祭りの運営費も何か知恵を絞れば行政からの補助的なことも可能性がある気がします。例えば、先程教育長もおっしゃった、観光協会がお祭りに全面的に協力して、その観光協会に間接補助という形で予算をつけていただくとか、そういう方法も一つアイディアかもしれないと思っています。ぜひ、観光振興という視野に立ってご一考いただけるとありがたいですが、町長、教育長のご見解をお伺いします。

○町長（成田昭彦君） 私が去年奴に出たというのは、あくまでも協賛団体であって宗教とは別問題だと認識しております。今指定されたのが神輿の渡御行列ということであれば、それはあくまでも神輿の中に魂が含まれた行列ですので、それは政教分離から言っても問題があります。私もこれから継続して残していかなければならないとは思っているのですが、本当は出したいのです。そ

ういった問題ありますので、私どもも何かいい方法がないだろうかということで、うちの顧問弁護士に相談しても、今の渡御行列では政教分離の面から言っても難しいでしょうということで言われていますので、議員おっしゃるように、それが観光の方でどうなるのか。例えば、神輿に魂がのっていない、渡御行列から離れた感じで観光としてやるということであれば、また考える余地はあるのかなと思いますけれども、今の渡御行列保存会に公費を支出するということは難しいのかなと思っています。

○9番（佐藤未知時君） 質問は三回超えたので締めますけれども、町長の言っていることは正論なのはよく分かります。だけど先程言ったとおり、例大祭の括りと言えば奴行列だって結構グレーですよ。それを責めているのではなくて、やり方によっては方法があるのではないかと。紋切りの政教分離の原則だから、町は関係ありません、町はタッチしませんではなくて、その辺をぜひ知恵を絞っていただきたいと願って、質問を終わります。

○議長（堀 清君） 次に、堀澤議員、どうぞ。

○7番（堀澤理恵君） まず、米農家の減少と地酒「古平」の将来、米の町民生活への影響についてお尋ねします。①全国的な米の消費減に加えて、古平でも米農家の減少が進んでいます。こうした中で、地酒「古平」の継続や、町民にとって命を守る食としての米の安定供給について、町としてどのような対応を考えているのか伺います。②道では、食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、対象となる子どもがいる北海道内の世帯に商品券等を支給する北海道お米・牛乳子育て応援事業を実施しておりますが、古平町でも今後このような取組を行っていく予定などはございますでしょうか。お考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 堀澤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、米農家の減少と地酒「古平」の将来、米の町民生活への影響についてでございますけれども、地酒「古平」に使用する酒米につきましては、町内で二軒の農家が作付けをしております。酒米は食用米に比べ価格が安いことから、その差額については町の方から各農家に補助をして作付をお願いしているところでございます。おっしゃるように、高齢化によりこの二軒もいつまで続けていくのか非常に気になっているところでございます。酒米のみならず、食用米につきましても後継者が必要であることから、これからは新規就農者を確保しなければならないのかなと思っております。また、米の安定供給につきましては、国の施策によるところが大きいところでありまして、町といたしましては、遊休農地が非常に増えておりますので、農業委員会と連携して作付面積の維持・確保に努めていけたらなと思っております。

2点目の、道のお米・牛乳子育て応援事業でございます。第三弾になろうかと思っておりますけれども、道の方も国の物価高騰対応重点支援交付金を使って実施している事業でありまして、古平町でも同じ交付金を使って、今年の2月に非課税世帯に3万円、課税世帯に2万円を町内すべての世帯に支給してございますけれども、これと同じことなのです。町でお米券・牛乳券を交付する事業をやってもいいのですけれども、町民からの要望は現金という声が多いものですから、今回そうしたわけでございます。本来、地元の商品券を交付した方が町内の経済の活性化にも繋がるのですけれども、町民要望は現金支給がいいということで、こういう事業を実施している訳でございます、これか

ら交付金があるか分かりませんが、もしそういった声が多いのであれば、そちらに向けていてもいいのかなとは思っております。

○7番（堀澤理恵君） 今回、備蓄米が国会でも毎日問題になっておりますけれども、私も町民の方にお会いする場面が多かったものですからお聞きしたのですけれども、今後、お米が本当に手に入るのかだとか、価格はどうなっていくのかという質問をすごく受けるのです。現金がいいという話もあるかもしれませんが、ここでお金を落として欲しいのであるならば、町の商品券でもいいのではないかと考えています。特に、子育て世帯や飲食店、民宿されている方にとって、米の安定供給というのは生活と商売の土台だと思うのです。国や道の事業とは別に、町として地元の農家支援、先程おっしゃっていましたが、安定供給対策だとか情報発信だとかを準備することが重要ではないかと考えています。米というのは単なる食材ではなくて、町民生活の安心そのものだと思うのです。観光や地域ブランドとしての地酒「古平」との繋がりも含めて、米を通じた地域の強みを守る視点が今すごく求められているのではないかと思います。将来的に古平産米の活用を強化する地産地消体制とか観光と教育が結びついた農業振興の方向性を町としては考えていらっしゃるのか、それともこれから考えてくださるのかというところを踏まえて、お答え願えればと思います。

○町長（成田昭彦君） 農業の振興というのは大事なことだとは思っておりますけれども、今の古平の現状を見ますと、実際に農業に携わっている方たちも高齢化が進んでおりまして、後継者もないというのが現状でございます。今、農業振興を図っていくためには新規就農者・地域移住の方を求めていくことを進めていかなければならないのかなと思いますけれども、今、一、二軒位新規就農で入ってきていても高齢者の方なので、若い人がどうやってこれから農業をしていくのか、まだ見えてきていないので、その辺考慮しながら、これからの農業施策を考えていければなと思っております。

○7番（堀澤理恵君） 最初の質問はここで終わりますが、今後の農業振興の中で地場産業としての米の価格を再認識して、食の安心・安全供給を守る仕組みが具体的な施策として見える形で進んでいくことを強く望みます。

次の質問に行きます。漁業の担い手育成と子どもたちの漁業離れを防ぐための町の役割についてです。鮭の孵化体験や出前授業、稚魚の放流など、子どもたちに漁業に触れてもらう機会はたくさんありますけれども、関心は一時的で、その後の進路や将来像には繋がっていないように見えます。小中学校の卒業式で将来漁師になりたいという発言をしていたお子さんもいらっしゃいましたが、子どもの頃から魚や漁師の仕事に親しみ、誇りをもって古平で漁業をしたいと思えるような、持続可能な担い手育成の仕組みについて、町としてどのように考えているのか伺いたいと思っておりますが、これは何度も言っていることなのですけれども、今までいいお答えが返ってきていなかったもので、またお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（成田昭彦君） 議員おっしゃるように、小学校の卒業式に行ったら小樽水産高校を卒業してじいちゃんの跡を継いで漁師をやると言っていた子が今年成人式で来ていまして、「あんた漁師やっているのか」と聞いたら、「東京のデザインの学校に行っています」と言っていました。今回

の卒業式では3名位漁師をやりたいという子がいましたけれども、それが継続していかないというのが現実でございまして、まず、子どもたちには、孵化体験や出前授業によって漁業を知ってもらい興味を持ってもらうということを実際にやっていますけれども、職業を選択する際に子どもたちに漁業を選んでもらうためには、漁業が他の業種より魅力のある業種でなければならないと思うのです。現状では、今の漁業は若者が求めているものから離れていて魅力を感じていないところがあるのかなと思いますので、所得が向上する漁業というものを漁協とタイアップしながら、種苗放流ですとか今漁協が行っているブランドブリなど、そういったものを進めていかなければならないかなと思っております。また、新規漁業就業者にも助成しているわけですが、なかなか新規漁業就業者が増えてこないというのも現状でございまして、先程も申し上げましたけれども、今、主流となる小型漁船の後継者がいなくて、70歳過ぎている方が一人でやっている状況で先が見えないという感じもありますので、漁協と連携しながら進めていければと思います。漁組やその組合員が考えるのであれば、色々な養殖ありますけれども、そういったものにも取り組まなければ将来先行きが見えないのかなと思っておりますので、その辺も漁協と連携しながら進めていければと思います。

○7番（堀澤理恵君） 組合の方とも何度かお話しする機会があったのですが、今は魚が豊富に取れているようなのです。それを捌く手立てがない。結局、高齢化が進んでお魚パックだとかを作って売り出すまで行かなくて安く出すしかない。そうすると儲からない。後継者もいないということで、その辺を行政が少し入ってもいいのではないかなと思うような発言もよく耳にします。今やっぴら小中学校の取組はとてめありがたいことだとは思ってはいるのですが、一過性で終わらず、小中学校の学びを漁業に関わる将来像へと繋げる導線が必要だと思うのです。町長おっぴらように、子どもたちが戻ってこられるような体制を作った方がいいと思っぴいて、例えば、漁業のキャリア教育とか見習い漁師制度、地元高校生やUターン者との交流など、教育雇用・定住を結ぶ仕組みを考えることはできないのかなと思っぴているのですが、いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） あくまでも、主体は漁協になりますので、そういったものが組合員から出てきた場合には、私どもは助成その他色々考えますけれども、町からこうしようというものはなかなか成功しないというのが現状でございまして、以前に行政主導で養殖を行った結果、失敗しました。やはり漁業者が必要を感じて進めていかないと、役場に言われたからやるのでは絶対前に進んでいかないので、その辺、組合員の意識向上と言いますか、そういったものを求めていかなければならないのかなと思っぴております。

○7番（堀澤理恵君） 若い世代が古平に戻って働いて暮らすということを現実に考えられるような施策がきつと求められているのだと思っぴるのですが、町として漁業という枠に留まらずに、若者が希望を持って戻られるまちというのを目指していくのがいいのではないかなと思っぴています。古平の漁業は、町の基幹産業で次の世代へしつかりと受け継いでいかなければならないものだと思うのです。人口が減っていくにせよ、漁師さんがいなくなってしまうと困るまちですし、子どもたちが漁業に誇りを持って将来の選択肢の一つとして、地元に関わり続けられるように教育雇

用と定住支援を結びつけた仕組み作りも、今後もその辺りを丁寧にやっていくことを希望します。

次、行きます。災害時の高齢者・要配慮者支援について。①北海道ではここ最近、地震が頻発しています。今日、明日、大きな災害が古平町を襲っても不思議ではない状況です。特に、高齢者や障がいのある方、小さな子どもやペットと暮らす世帯にとって、避難は非常に大きな負担です。こうした要配慮者を想定した避難訓練や、町内会・施設・行政が一体となった訓練の実施体制について、町として現時点でどのように取り組み、何を急ぐべきと認識しているのか伺います。②防災対策は一度やったら終わりではなく、町として繰り返し実践できる訓練体制を築いていく必要があると思います。幼児センターや高齢者施設と地域住民が一緒に行動できる避難訓練を計画的・継続的に行うべきと考えますが、町の方針をお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 災害時の高齢者・要配慮者支援についてということでございますけれども、まず、町の防災訓練といたしましては、令和2年度に地震・津波防災訓練として129人が参加した大規模な訓練を行っております。また、令和4年度には北海道の原子力防災訓練として小樽市への避難訓練を実施しております。それ以外にも、近年は複合施設が整備されたことから、まずは職員が施設の設備や備蓄品について理解する必要があるため、それを防災訓練と位置づけて毎年度実施してきておるところでございます。実情に応じた防災訓練は継続してこれからも実施していきたいと考えておりますけれども、今年度につきましては、10月だったと思っておりますけれども北海道原子力防災訓練ということで、住民避難を行う予定となっております。

2点目でございますけれども、計画的・継続的に行うべきではないかということでございますけれども、防災訓練の重要性は十分承知してございます。様々な方々が同時に動く訓練を頻繁に行うということは、準備に係る業務量の関係も考え併せますと、現在の体制では対応することが難しいのかなという気がしております。そういった防災訓練も必要でございますけれども、今年度につきましては、先般、日本海沿岸の地震・津波被害想定について具体的な数字が示されました。そういった想定について周知しながら、被害が予想される西部方面ですとか、町民の方々と地域の津波避難について、計画の見直しも含めて、一緒に考えていけるような機会を持てればなと思っております。

○7番（堀澤理恵君） 以前にも、何度かこの質問させていただいてはいるのですが、私自身も新潟で何度か大きな地震を体験していますし、今、自分自身のことで言えば、家に猫が10匹います。今地震が起きたらどうしたらいいのだろうということを常にシュミレーションして考えています。あと周りにも障がいをお持ちの方が何人かいらして、この人たちの家族が留守の時に地震が起きたらどうしようだとか、常に色々なことを思い描いて、この間も道の駅で役場職員の方と立ち話をしまして、イベントの最中だとか大勢人が集まった時にどうやって逃げたらいいのだろうか、皆考えているのかしらという話をさせていただいたのですが、古平の人は特にそうなのかもしれないけれども、とても大きな地震がここのところないということで安心しているのかなと思っていて、地震というのは災害時避難、避難という言葉は誰一人取り残さないということなのです。それについては、やっぱり避難訓練を常時、幼児センターとかは訓練を行っていると思うのですが、続けていくことが大事なのではないかなと思っています。特に高齢者や障がい者、

私の様にペットを飼う家庭など、多様な世帯にとって現実的な避難が可能となるように、引き続き現場に即した実効性のある体制の構築をお願いしたいと思っていますのですけれども、先程町長がおっしゃったように、継続的に、今年10月に行うということでしたけれども、それでは全然私は少ないと思っています、できれば月一でもやった方がいいのではないかなとは思っているのですけれども、町長自身のお考えというのはいかがなのでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 先般、日本海大地震の津波被害が発表された後に、国道229号線沿いの町村長が集まって現状を話しする機会があったのですけれども、どこの町村長も一番心配しているのが高齢者の避難についてです。当然、うちもそうなのですが、国道229号線沿いは海を隔ててすぐ傾斜地ということもございますので、こういった避難方法がいいのか、徹底して進めていかなければならないと思っております。昔であれば、自助だけでなく共助ということも考えられましたけれども、今、隣近所が皆高齢者で自分が逃げるのが精一杯という現状ですので、その辺も踏まえながら、どういう形で避難するのだよということは、町内通じて進められる機会があれば進めていきたいなと思っております。

○7番（堀澤理恵君） 質問ではないのですけれども、昨日、防災無線で明日Jアラートが11時に鳴ると流れましたが、そういった時に、改めて町民の方々が考え直せるような色々なことをシミュレーションできるようなお声掛けというのも放送できたりだとかされると今後いいのではないかと思っています。よろしくお願いします。

○議長（堀 清君） 次に、工藤議員、どうぞ。

○1番（工藤澄男君） 国道から道の駅入口までの道路についてです。道の駅にお客が沢山来た時、車が多くて清住町内や本陣町内の人たちの車が、国道に出る時間が長くなるのが度々あるそうです。町内の方々から警備員を増やすなどの対応をしてほしいという声が沢山あります。町長はどの様にお考えでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

国道からの道の駅入口までの道路についてでございますけれども、道の駅開業前から道路渋滞や通学路の安全確保に関しては懸念をしております、警備員による適切な警備計画や配置についてずっと検討を進めてきたところでございます。開業後、本陣町内や清住町内の住民から国道側に出られないという苦情を自宅にも直接電話いただいております。その苦情内容を指定管理者等と情報共有して、本陣側から来る車は国道側の車列と合流しやすくするように、警備員の配置や誘導の方法の見直しなどを指示してございます。連休は私も見て歩いても本当に大変でした。それは私も認識しております。ただ、連休明けて最近の土日に見て歩いても、そんなに出てくるのに苦労していないのかなという感じでは見てございますけれども、どうしても昼間の時間帯に集中するものですから、単に警備員の増員ではなくて、それぞれの状況に応じて適切な配置方法など、これからも指定管理者と引き続き協議して対応してまいりたいと思っております。

○1番（工藤澄男君） 町長言ったことは分かりますけれども、町民の方々にすれば緊急があった場合にどうするのか。そういう時もあるので素早く対応できるのが、結局、警備員を増やしたりして自由に車を動かすことだと思うのです。それを普段から混んでいる時から対応してもらえれば、

おそらく町内の方々も安心すると思うのです。これは、町内会の色々な方々から私の方に来た問題でもあるし、町内会連合会でも清住町内会長からも何とかして欲しいと要望がございました。段々車も減っていくのではないかと考えていますけれども、町民が安心してすぐ移動できるような体制を考えていただきたいと思います。どうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 勿論、これからも警備員の対応も含めて、指定管理者とも打合せをしながら煮詰めていきたいと思っておりますので、その辺でご理解いただければと思います。

○1番（工藤澄男君） 次に、宿泊場所についてということで、先日札幌古平会に出席した時に会員の方々から、古平に行きたいが泊まる場所がないので行けないという声がありました。特に夏の間や、お盆に帰省した方や観光客を中心に宿泊需要が多く見込まれます。町長は、宿泊場所という点についてどのようにお考えか、お聞かせください。

○町長（成田昭彦君） この宿泊場所についてでございますけれども、私も札幌古平会に行ったら、会員の方から古平に行っても泊まる場所もないとよく言われますけれども、今、札幌古平会については、役員の方々とお話をして、集団で沢江の集会所に泊まってもらったり、あるいは漁港会館に泊まってもらったりして対応しているところでございます。古平町には、宿泊施設としては二軒旅館・民宿あるのですけれども、そこは飯場代わりに使われているようで、一般の方々はあまり受け付けていないようです。あと、民泊施設がありますが、夏のお祭りの時期ですとかは予約でいっぱいということでございます。私どもができるとすれば、公共施設を利用させていただいている団体はありますけれども、ただ、個人の場合は対応が難しいというのが現状であります。宿泊については、確かにこれから観光振興を図っていく中でも必要なことでございますけれども、現状ではなかなか難しい。ある程度公共施設を開放するような形で考えていかなければならないのかなと思っております。

○1番（工藤澄男君） 公共施設を利用しようという考えは別に悪いとは思いません。非常にいいと思うのですけれども、公共施設の中にお客さんを泊めるというのは、おそらく泊める方も大変だと思うのです。私、昨年の12月議会で旅行村のことで質問したところ、町長は旅行村は町ではできないので、民間業者にやってもらうような方向で進めたいということなので、せっかくあれだけの施設をただ放っておいていいのか、ただ腐らせていくだけにしておいていいのか。ああいうものこそ利用して宣伝してどんどん泊まってもらって、あそこはキャンプもできる場所でもありますので、そういうものも利用してもらったらいいと思いますが、そういう考えはありますか。

○町長（成田昭彦君） 宿泊場所として旅行村の活用ということを考えますと、町でやるのは難しいのですけれども、今、興味があるというところが数件ありますので、その辺を煮詰めながら旅行村については進めていければなと思っております。まだ、議員さんの前で話しできるような形ではないのですけれども、そういった話が進んでいければ、それは前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、そういったことでご理解いただければと思います。

○1番（工藤澄男君） 先程、町長は旅館だとか民宿だとかというお話されていましたが、そういうところが今何軒か空いています。その他に民泊の場合は夏の間お客さんがどこも溢れる位満員だという話は聞いております。冬はまた別でしょうけれども、夏の間観光客が直ぐ泊まれる形

にしなければ、せっかくこれだけの立派な道の駅を造って観光客がどんどん来ている状態の中で、古平に行っても泊まる場所がないから帰ってしまうというのは困るので、なるべく古平に来た人を町内に泊めて古平にお金を落としてもらえる方向で進めていっていただきたいと思うのですけれども、もう一度町長のお考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） まったくそのとおりだと思います。まちづくりの一環としてできるようであれば考えていきたいと思いますが、町で新たに建てるのは無理ですので、そうなれば旅行村しかないのですが、そういったものを含めながら、これからのまちづくりを考えていけたらと思います。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時13分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、梅野議員、どうぞ。

○6番（梅野史朗君） 海のまちクリニックについて質問させていただきます。

私は最近1か月程前、急にふらつく症状になりまして、海のまちクリニックにて診察を受けました。その際、先生から万が一のことも考えて、万全を期するために小樽市立病院で運んで検査を受ける様にと勧められました。その時にすぐ紹介状を書いてくれて、救急車の手配も迅速な対応をしていただき、そのおかげか後遺症もなく、今ここで話すことができているという状況でございます。海のまちクリニックでもっとしっかり色々な治療や入院ができるようになれば、確かに町内であるいいのではないかと考えていたのですが、逆にすぐ高度な医療を受けられる体制が整えられているところが最終的に町民にとってはいいのではないかと私はこの時考えました。その部分をもっと町民にPRするという観点からお聞きいたします。

本町の診療所は一次医療機関だと思いますが、一次医療機関と二次医療機関のそれぞれの役割をお答え願います。また、今時点で一次医療機関と二次医療機関がスムーズに繋がるよう体制が取られているのかも伺いたします。海のまちクリニックから二次医療機関へ転院するとしたら、どちらの病院になるのでしょうか、これも併せて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（成田昭彦君） 梅野議員の一般質問にお答えいたします。

海のまちクリニックについてでございますけれども、まず、一次医療機関と二次医療機関の違いでございますけれども、一次医療機関については、風邪や頭痛などの一般的な病気の診断・治療を行うことを目的とされております。二次医療機関につきましては、入院治療や専門的な外来医療を提供する医療機関というように棲み分けしてございます。

一次医療機関と二次医療機関がスムーズに繋がるかということでございますけれども、医師が救急搬送や専門外来の受診が必要と診断した場合には、専門性、緊急性、重症度及び患者の希望等を考慮して依頼先を決めております。

それから、海のまちクリニックから二次医療機関転院するとしたら、どちらの病院になるのかということでございますけれども、救急搬送先や専門外来の紹介先は患者の症状によって違うわけでございます。海のまちクリニックからの主な連携先としては、余市協会病院、小樽協会病院、小樽市立病院、小樽掖済会病院、済生会小樽病院、手稲溪仁会病院、あるいは札幌病院等でございます。令和6年度の実績としては、余市協会病院がその半数以上を占めていることになります。あとは、小樽市立病院と済生会小樽病院、小樽協会病院ということでございます。

○6番（梅野史朗君） ご答弁いただきありがとうございます。

私は、余市協会病院、小樽市立病院位かなと思っておりましたけれども、色々な病院としっかり連携が取れているのだなと思って安心しております。町民の命に関わる非常に重要なことですので、ちゃんと古平からでもいい病院に行けるのだということを私の方からも広く町民にPRしたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀 清君） 次に、寶福議員、どうぞ。

○2番（寶福勝哉君） 中学生の制服の無償化について質問させていただきます。

公立中学校の制服代を無償化する自治体が増えてきております。北海道では北斗市が昨春の新一年生から導入しており、今春、来春から導入する自治体も続々と出てきているようです。古平中学校の場合、サイズにもよりますが制服上下で5万円後半で、その他ジャージやシャツを含めると8万円を超えてきます。全国的な民間調査でも教育にかかる費用の中で、学校制服は特に負担感は大きいとされていますし、制服代のみでなく隠れ教育費について問題視していく必要があると思っております。町の対策をお聞かせください。

○教育長（三浦史洋君） 寶福議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、学校における制服等の学用品費等については、保護者の負担が過重にならないようとする国からの通知もございまして、保護者ができるだけ安価で良質な学用品が購入できるように学校に取組を促してございます。教育委員会としましても、これまで給食費無償化をはじめ、修学旅行のバス代はこれまで半額負担だったのを令和7年度からは全額負担、また教材の一部について学校予算で購入するなど、保護者の負担軽減を図ってございます。低所得者の方に対しては、就学援助制度で1.3倍ということで、学用品費等の助成をされております。

問題の制服の無償化については、現在のところ、そのような考えはございません。

○議長（堀 清君） 次に、中村議員、どうぞ。

○3番（中村光広君） 私の一般質問ですが、古平町のことを色々と考えるにあたり、佐藤議員あるいは堀澤議員の質問とも絡んできますが、何を考えるにあたっても、古平町の過疎化・人口減少・少子高齢化ということが絡んできております。そういう点で、町内会の役員、なり手不足について伺いたいと思います。人口減少、少子高齢化は年々進んできております。特に古平町においては、65歳以上の高齢化率は45.7%です。各町内会においても、会員数の減少、高齢化が進んでおり、それに伴って役員のなり手がいないという状態が深刻化をみせてきております。町長のスローガン「町民主体の持続可能な活力あるまちづくり」をやっていくにあたっても、町内会活動は欠かせないも

のだと思います。町内会役員が決められなければ、解散する事態になってしまうということも考えられます。早いうちに検討して手を打っていくことが必要かと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○町長（成田昭彦君） 中村議員の一般質問にお答えいたします。

町内会の役員、なり手不足についてでございますけれども、うちだけではなく都市部も含めて、町内会に入らないだという問題となっていて、なかなかこの特効薬はないのかなと思っており、頭を悩ませているところでございます。本町といたしましても、このような問題に対処するために令和3年12月に町内会連合会を再設置いたしまして、これまで学習会や町内会長アンケート等を通じて検討を進めてきていると聞いております。町としても、引き続き町内会連合会の活動について、できる限りの支援は継続してまいりたいと思っております。町内会連合会の活動に期待せざるを得ないというのが現状でございます。

○3番（中村光広君） 大変難しい問題で、私が考えてもちょっと困る様な問題でして、古平町のどこの町内会を見ても、町内会長さん副会長さんは65歳以上の方たちがかなりやられている時代です。私も二十五年位は町内会の役員をやっておりますけれども、代りがいない状況なのです。十年、二十年経っても会長さんや各役員さんの代わりになってくれる方がいない。高齢のせいもあるし、ある程度若い方もなかなか町内会に入ってくれない状況があります。例えば、小樽の方を見ますと、三十年前位と比べて現在六団体位はなくなってしまったという状況があります。古平町のホームページで町内会長さんの名簿を見たのですが、二団体位が町内会長さんの名前が空欄になっているのです。そういった地域もあるので心配になっています。今後、町内会の仕事と言ったら、主にはどこの町内会でも回覧板を回すなり、あるいは役員さんたちで会議を開いて一年間の予定を組んだり色々な仕事が出てくるわけですが、そういったことができなくなってしまうのです。町内会長さんがいない二地域は、今どのような状況になっているのか、会員数が減っている状況を考えた時に、今後、二十ある町内会を統合することを考えなければいけないのではないかと思います。その点いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） その辺も含めて、町内会連合会の方で検討いただければと思いますけれども、行政としても町内会活動は非常に大事ですので、地域担当職員制度によって行政と町内会との連携を図っているわけでございますけれども、町内会連合会の方とも詰めながら進めてまいりたいと思います。

○3番（中村光広君） 本当に難しいです。これで終わりますけれども、そういったことに町も危機感を持っていただきたいなという意味で質問させていただきました。

以上です。

○議長（堀 清君） 最後になります、真貝議員、どうぞ。

○5番（真貝政昭君） まず、1点目です。北海道日本海沿岸の津波被害想定初公表ということで、北海道庁のホームページで各自治体の被害想定が数字が出ました。テレビ報道されていましたが、島牧村も驚く程の数字が出されました。古平町も死者の想定も出されて、ひどい場合は建物の全壊が440戸ということで、今までの組長のもとでの地震・津波による想定というのが、かなりの

んびりした状況だったのですけれども、中身を見ますと、古平町でも液状化による被害想定も出されていて、液状化があるとすれば車での避難が不可能になるという前提で考えなければならぬので、全部考え直しです。非常に多岐にわたっているものですから、これから町はどう対応していくのかなということです。奥尻の地震の時も、ちょうど7月の夏祭りの後の夜7時過ぎの地震で、町民は寒い思いをして高台で一夜を過ごすという経験をしています。能登地震の方では、1月の元旦にああいう状態になってしまうということで、地震は時と場所を選ばず急にやってくると考えなければならぬと思います。古平のことを考えますと、基本的に避難経路というのは国道229号線しかありませんので、津波・地震の場合は斜面崩壊もありますでしょうし、勿論、津波で隣町に行くことは不可能になります。孤立するという前提で、一人も死者を出さない対策をこれから考えていかなければならないという思いでいますし、町にもそういう対応を取っていただきたいと思う次第です。

それで、スケジュールですけれども、議会に対して、道の想定が多岐に渡るものですから、何を基準にしてこういう数字が出されていったのかというのを知る必要があると思うのです。そういう作業から始めなければいけないと思うのですけれども、基本的に成田町長はどのようなスケジュールをお考えなのか伺いたい。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

大地震津波災害対策についてでございますけれども、堀澤議員の一般質問でお答えした内容の繰り返しになりますけれども、今回、北海道が公表した日本海沿岸の地震・津波被害想定について、それらの周知も含めて、被害が予想される西部方面を中心として、町民の方々と地域の津波避難について、計画の見直しも含めて一緒に考えていければと思っております。町の地域防災計画や備蓄計画における避難想定人数等の変更も出てきたことになりますので、それらについては、年度内に改訂を進める予定であります。

議員おっしゃるように、今回の想定が示されてから国道229号線沿いの組長たちが集まって、この出された根拠というものがまだ示されていないということで、これについては、また道の防災の方とも煮詰めていかなければならないのかなと思っております。

○5番（真貝政昭君） ぜひ、作業を急いでいただきたいと思う次第です。更に、この地震・津波の想定ですけれども、併せて原発がどのようになるかということも、古平の場合は想定に加えていってほしいと思う次第です。

次に、空家対策についてです。今回の道の想定で全壊による死者が想定されると思います。古平の場合は、町内に200戸以上の空家があると言われておりますけれども、今まで空家対策に色々手をこまねいて難しい問題だという感じでできているのですけれども、こういう想定が出ますと放ったらかしにはできない。放ったらかしにしておく所有者の特定が非常に困難になるということで、自治体側の怠慢が問われる時代になっていくのです。作業のスピードを速めていただきたい。道内の各自治体を見ますと、空家の解体について補助金を出して解体を進めているという自治体が出てきていますので、そういうところを参考にしながら一番耐震性の弱い空家から始末していくような手立てをとるべきでないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 空家対策についてでございますけれども、今年度から空家所有者に対するニーズ調査や空家ワンストップ相談窓口については、行政報告でも述べましたけれども、古平町まちづくり会社フルチッタへ委託しております。それを取りまとめる予定となっておりますので、その結果などを踏まえまして、必要な対策は検討したいと考えております。古平町まちづくり会社フルチッタでの取組の周知を今回の固定資産税納付書の中に同封しておりますけれども、そういった中でこれからも進めていけばいいのかなと思っております。今、広報7月号にもそういったものを掲載しながら周知していければと思っておりますので、そういったことでご理解いただければなと思います。

○5番（真貝政昭君） 解体業者に伺いますと、皆さん空家を抱えている所有者その関係者は、お金が乏しくて手をこまねているのだという状況です。町の補助金というのはその呼び水になるだろうと思っています。解体後の空き地なのですけれども、古平町は割と狭い敷地にたち切れで建っている例が多いですから、雪の堆雪場所だとか家庭菜園だとか、そういう利用形態も含めて、行政主導でやっていけばなと私は考えています。ぜひ検討していただきたいと思う次第です。

次、キツネのエキノコックス対策です。街中歩いていますと、堂々とキツネと一緒に散歩するような状況があちこちで見られます。エキノコックスは、町内で地下水を利用している方もいますし、家庭菜園で庭を見ていると、猫も入ってくるしキツネも入ってくるし全く逃げないです。そこで、糞もしていくし、そういうものがネズミとかを通して段々伝わっていくと言われていました。自治体がこれに対してどういう対応をしているかという、音更町の例を見たのですけれども、駆虫薬の入った餌を計画的に撒いてエキノコックスを駆除するというか、安心して生活できる環境を作るという施策を十勝方面で随分取っています。ニセコ町もやっていますけれども、こういう仕組みをぜひやっていただきたいなと思います。私、色々と研究所とかの資料を見ましたら、猫も媒介としてキツネと同じように扱ってその糞をきちんと始末するべきだと書かれています。これは、町民全員健康に関わるような問題ですので、ぜひ取り組んでほしいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） エキノコックス対策についてでございますけれども、本当にキツネの出没は増えております。役場の方にも何回か相談に来ている現状でございます。対策として駆虫薬入り餌を使ったらどうかということでございますけれども、この駆虫薬については薬事法の関係で市販はされておられません。この散布にあたっては、1か月から3か月以内の間隔で頻繁に実施しなければ効果がなくなるとも聞いてございます。現状としては、住宅を出没している頭数及びお金の面ですとか職員の負担も考えると、喫緊の対策が必要とはなかなか考えにくいかなと思っております。まずもって対策としては、キツネが敷地内に侵入しないように餌だとかそういったものを周りに置かないことや、キツネの忌避材も販売されておりますので、その利用をして自己防衛していただければなと思っております。

○5番（真貝政昭君） 私も対策していますけれども、猫とキツネは防ぎようがない位に侵入してきます。宣伝強化というのは大事ですけれども、安心して生活できるような環境にするためには、薬が入った餌を実際にやって安心な生活をしている自治体がありますから、そういうところを参考

にしてぜひ取り組んでほしいなと思う次第です。

次に行きます。今度は農家のシカ被害です。もうどうにもならない位に畑を耕すと一面にシカの足跡だらけという状況で、作物の被害も色々なものに広がってきています。土の中にあるものまでもひっくり返して食べてしまうということで、大変農家も困っています。今の農家の現状というのは、跡継ぎがいないような怪しい状況になっています。こういう状態の時、費用のかかる資材に多額の金をかけるというのは、ちょっと負担が大きすぎるのです。町で令和3年から補助をやっていますけれども、これを今頑張っている農家のために助成額を拡大して広くシカ対策をやってあげるべきではないかと考えています。別個に、道の方にはそういう助成制度はありませんので、道にもやるようにという申し入れはするつもりですけれども、ぜひとも古平の畑を守っていくためにも農家への支援を強めていただきたいなと思う次第です。どうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） シカ被害対策についてでございますけれども、議員おっしゃとおり、農業収入があった者に対しては、今8万円を上限に2分の1を助成してございますけれども、今のところ、農業者からはそれ以上の助成を希望する声は聞いていませんので、もしそういった農業者が希望するのであれば、その辺は対応を前向きに検討してまいりたいと思っております。

○5番（真貝政昭君） 畑を維持していくためには、これから家庭菜園も大事になっていきますので、ぜひとも中長期的な視点で取り組んでいただきたいなと思う次第です。

最後に、女子トイレに生理用品をとということです。私、令和5年9月の定例一般質問で質問しました。考えてみましたら、中学校は生徒用のトイレを一階に固めていますよね。授業中にそういう事態になりますと、走ってトイレに行かなければならないという状況になるので、大変厳しい環境です。小学校については、教室のすぐそばにありますけれども、子どもたちが生理用品を忘れてくるというのは、結構あるのです。親にもあまり求めることができないという家庭もあるみたいで、子どもの貧困という問題でよく取り上げられています。小学校の場合、トイレはすぐそばにあるけれども、保健室に置いてあるというふうになると、一階の保健室まで行かなければなりませんから、学校中オープン教室ですから、学校中の注目の元になるわけです。非常に恥ずかしい思いをさせることになります。令和5年の教育長の答弁は、要は置いてある場所が問題で、考えようによってはトイレでもいいのだというような内容の発言をされています。最初は、道教委が全道の道立高校の女子トイレに実施しました。次に、近くでは小樽市で小中学校の女子トイレに設置しました。令和7年度は、札幌市教育委員会が決断をしまして、全ての小中学校と私立の高等学校の女子トイレに設置します。道の場合は、支援学校にも設置しましたので、近くでは余市の養護学校にも設置されています。消極的な答弁だったのかなと当時私は思っていましたけれども、外堀を埋められるような形で近づいてきているのですけれども、小中学校の女子トイレに設置というのは流れだと思っています。

今回は、公共施設の女子トイレに設置というのを追加しましたがけれども、例えば、ここの建物の使い方です。子どもや高校生は自由に町内も町外からも入って来られます。そうしたら、都市部で普通に思われていた女子トイレの生理用品の設置がここではないとなると、ちょっとまずいのではないかな。道の駅もできて、ここの休日の図書館の利用というのも随分町外の方が利用されています。

こういう施設とか、古平で言えばB&G海洋センター、子どもたちがたくさん利用しているところも対象になるかと思いますが、もう古平でも女子トイレに生理用品というのは、設置はもう常識化していいのではないかと思っているのですけれども、どうでしょうか。

○教育長（三浦史洋君） 真貝議員の一般質問にお答えをします。

小中学校では、それぞれ保健室に生理用品を置いていますが、利用件数としましては、年間数件、多くても四、五件ということで、担当の教諭から聞いてございます。利用というか保健室に取りに来るのは少ないのかなという実態がございます。そして、利用頻度からも児童生徒の保護者からも要望がないということで前回もそういうご回答をしましたが、未だそういう要望等もございませんので、まだ検討することにはなってございません。今後、児童生徒や保護者から要望があったら、勿論、即座に学校と協議して設置の方に向けての検討をしようかなとは考えてございます。一般質問の部分で、前段の小学校は忘れることがよくあるとかという部分は確認しておりませんので、その論法が始まるとちょっと違う方になるのかなと思っております。そして、北海道・小樽・札幌が実施しているというので、当然古平というのも児童生徒や保護者からの要望があったら、その設置に向けてということは利用頻度の面からも考えていきたいと思えます。

○5番（真貝政昭君） 私も直接女子児童生徒からそういう要望を受けたことはないのです。

多分、女のお子さんをお持ちの三浦教育長も、小中学生の女子児童生徒からそういう要望は受けたことはないと思います。言わないです。こういうのは言いにくいのです。道教委でも札幌市教委でも、きちんとアンケート調査をして子どもたちの意向を調査している。それは道教委も市教委も内容を公表しているのです。喜ばれているのです。そういうのを参酌して、ちゃんと受け止めて、想像力を働かせて対応してやるべきだと思います。保健室で数件と言っていますが、それ以上の、そこにはいかなない事例もあるということを知っていただきたいなと思います。付け加えて言うならば、私の妻は小中学校で養護教諭をやってきて、そういう実態を知っていますので、こういう世の中の流れはそれに従うべきだという考えを持っていました。ぜひとも検討していただきたいなと思う次第です。

○教育長（三浦史洋君） 真貝議員の再質問にお答えをいたします。

まず、委員のおっしゃる、子ども方が言わないとかアンケートの結果云々というところから始まりの議論になるとおかしいものと思っております。これまでも養護教諭に尋ねています。もう二年前に訪ねた時から、今度は町の方に言ってくるようなシステムになっていますので、今現在ないということです。そして、また本題とは違うのですけれども、養護教諭の方はそういうお子さん、実際持って来られなかったお子さんとかとお話する機会、例えば、ちょっとお金の面で用意できなかったとか、そういうのも話をすることで分かることがあるので情報収集にもできるということを養護教諭から聞いてございます。そういう面で最初に答弁したように、そういうお声の方があると検討するのはやぶさかないというか、設置に向けての検討ということがございます。

○5番（真貝政昭君） 古平の女子児童生徒と都会の方の女子児童生徒が、全く違うということではないのです。抱えている悩みだとか身体に関する問題は同じというふうにして考えを働かせて対応していただきたいなと思う次第です。小樽札幌方面から帰省する孫たちが遊びに来ます。古平の

施設を利用して都市と同じ扱いをされているとなりますと、安心して古平の施設を使うことになるのではないかと思いますので、ぜひともそれを強調して終わりたいと思います。

○議長（堀 清君） 以上をもって一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時54分

再開 午後 4時54分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

ただいま議案第31号から第33号、発議第1号、意見案第4号から第6号が提出されました。

これらを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号から第33号、発議第1号、意見案第4号から第6号を日程に追加することに決定しました。

◎追加日程第1 議案第31号

○議長（堀 清君） 追加日程第1、議案第31号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長（小原和之君） ただいま上程されました議案第31号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。追加議案1ページでございます。

本件は、古平町B&G海洋センター外壁長寿命化工事の予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する5,000万円以上のため、その契約にあたって議会の議決を求めるものでございます。工事の概要といたしましては、海洋センター外壁のひび割れの補修及びガルバリウム鋼板を張り付けることにより、施設の長寿命化を図るものとなっております。

それでは、議案の記以下を朗読して、提案理由の説明とさせていただきます。

1 工事の種類、令和7年度古平町B&G海洋センター外壁長寿命化工事、2 契約金額、1億670万円、3 契約の相手方、古平郡古平町大字港町3番地 株式会社福津組 代表取締役社長 福津隆範、4 工事請負代金の支払い方法、契約の定めるところによる、5 契約締結の時期、令和7年度。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第31号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第32号

○議長（堀 清君） 追加日程第2、議案第32号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画課長（人見完至君） ただいま上程されました議案第32号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、避難所環境改善用資機材としてテント式パーテーション、簡易ベット、ラップ式簡易トイレの財産を取得するにあたり、財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、記としまして、1 財産の種類及び数量、避難所環境改善用資機材一式、2 契約の方法、指名競争入札による契約、3 取得価格、2,127万5,980円、4 契約の相手方、古平郡古平町大字新地町58番地1 岩谷電機店 岩谷英春。

なお、本件の入札経過につきましては、別冊で配布済の指名競争入札結果報告書によりご確認をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第32号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 議案第33号

○議長（堀 清君） 追加日程第3、議案第33号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画課長（人見完至君） ただいま上程されました議案第33号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、放射線防護対策備品として備蓄倉庫及び備蓄物資の財産を取得するにあたり、財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、記としまして、1 財産の種類及び数量、放射線防護対策備品一式、2 契約の方法、指名競争入札による契約、3 取得価格、2,217万1,791円、4 契約の相手方、古平郡古平町大字新地町58番地1 岩谷電機店 岩谷英春。

なお、本件の入札経過につきましては、別冊で配布済の指名競争入札結果報告書によりご確認をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第33号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 発議第1号

○議長（堀 清君） 追加日程第4、発議第1号 古平町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決定しました。

これから発議第1号 古平町議会委員会条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第5 意見案第4号

○議長(堀 清君) 追加日程第5、意見案第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

意見案第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第6 意見案第5号

○議長(堀 清君) 追加日程第6、意見案第5号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第5号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないので、討論を終わります。

意見案第5号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第7 意見案第6号

○議長（堀 清君） 追加日程第7、意見案第6号 戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第6号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないので、討論を終わります。

意見案第6号 戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第28、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第29 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第29、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第30 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第30、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第31 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第31、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会議日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第32 委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長(堀 清君) 日程第32、古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会の閉会中の継続審査申出書の件を議題とします。

古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第33 議員の派遣について

○議長(堀 清君) 日程第33、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元にお配りしましたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元にお配りしましたとおり、派遣することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(堀 清君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(堀 清君) これで本日の会議を閉じます。

令和7年第2回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 5時20分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員